

長期経営計画

(計画期間 平成23年度～80年度)

財団法人 びわ湖造林公社

平成23年(2011年)9月

目次

	ページ
第1章 計画策定の趣旨 -----	1
1．計画策定の背景	
2．計画の位置付け	
3．計画期間	
第2章 経営の方針 -----	3
1．現状	
2．課題	
3．経営の理念	
4．経営の目標	
第3章 重点的な取り組み -----	10
1．森林の整備に係る重点的な取り組み	
(1) 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還	
(2) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備	
(3) 分収育林事業地における森林整備	
2．木材の生産と販売に係る重点的な取り組み	
(1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出	
(2) 分収育林事業地における木材生産	
(3) 木材の安定的な生産と販売	
3．財務状況の改善に係る重点的な取り組み	
(1) 分収造林契約の変更・解約	
(2) 森林資源の新たな活用	
第4章 収支の見通し -----	20
1．収支の見通し	
2．長期借入債務の弁済	
第5章 組織体制 -----	22
1．公益法人制度改革への対応	
(1) 両会社の合併	
(2) 新法人への移行	
2．合理的・効率的な事務局体制の整備と人材の育成・確保	
(1) 事務局体制の整備	
(2) 人材の育成・確保	
第6章 その他健全な経営の確保 -----	24
1．財務運営の改善	
(1) 林業公社会計基準への対応	
(2) 契約方法の改善	
(3) その他の財務運営の改善	
2．森林資源の適切な管理	
3．経営の透明性の向上、関係者の理解と参画の促進等	
(1) 関係者への情報の提供・発信	
(2) 森林づくり活動等への参画の促進	

4．経営計画の進行管理

5．関係者への支援要請と連携

参考資料

27

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

本社は、戦後の木材不足解消と琵琶湖の水源かん養等を目的に設立され、分収造林の手法により旧農林漁業金融公庫および滋賀県からの借入金を主な財源として約1万2千ヘクタール（県土の約3.1%）の造林を行ってきた。

しかし、木材輸入の増加や、人々のライフスタイルの変化等により木材需要が変化したこと等から、木材価格は大きく下落し、予定していた伐採収益が見込めなくなり、借入金を全額返済することが不可能な状態になった。

このため、本社は、債務の免除等を求めて平成19年11月に特定調停を申し立てたが、これが平成23年3月に成立し、関係者から多額の債務免除を受けた。

この特定調停の過程において、平成20年9月に滋賀県が本社の旧農林漁業金融公庫に対する債務を引き受けたことに伴い、本社および社団法人滋賀県造林公社（以下「両公社」という。）の経営状況が滋賀県財政にも大きな影響を与えることから、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年滋賀県条例第29号。以下「県の特別な関与に関する条例」という。）が平成21年3月に制定されており、同条例に基づき経営計画を策定することが求められている。

また、両公社の債務問題に関して、造林公社に係る国・滋賀県の政策、両公社の運営方法、経営悪化に至った要因等について検証するため、滋賀県に設置された「造林公社問題検証委員会」において、平成21年9月に検証結果が報告され、全国的に進められた分収造林・公庫融資・林業公社方式による拡大造林というビジネスモデルに問題があったことや、両公社が累積債務問題への対応に当たって事業の見直し等を適切に行わなかったこと等の問題点が指摘された。

今後、平成35年度には設立年度に植栽した造林木が11齢級（51年生）となることから、伐採を開始する予定であり、これまでの植林と保育という森林資源の造成の段階から木材生産と販売という森林資源の活用の段階に移り、経営期間の後半期に入ることになる。

一方、地球環境問題の重要性の認識が高まる中で、琵琶湖・淀川の水源かん養や低炭素社会づくり等に向けて、公社林の公益的機能はますます重要となってきた。

本社としては、こうした経過、現状と今後の見通しを踏まえ、土地所有者をはじめ関係者の理解を得ながら、不断の経営改善により健全な経営の確保に取り組み、引き続き公社林の保育管理を適切かつ効率的に行い、伐採収益の確保へ結びつける必要がある。

このため、平成22年6月に両公社に設置した造林公社経営計画検討委員会における検討を受けて、この長期経営計画を策定するものである。

2. 計画の位置付け

この計画は、県の特別な関与に関する条例第3条第1項および同条例施行規則（平成21年滋賀県規則第24条）第3条第1項に基づく、「経営が予定されている期間における長期の経営見直しおよび目標に関する計画」である。

なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3. 計画期間

本会社の経営予定期間は、契約期間を80年とする分収造林契約の終了年度である平成80年度までとする。従って、計画期間は、平成23年度から平成80年度までとする。

第2章 経営の方針

1. 現状

(1) 公社林の現状

ア. 面積

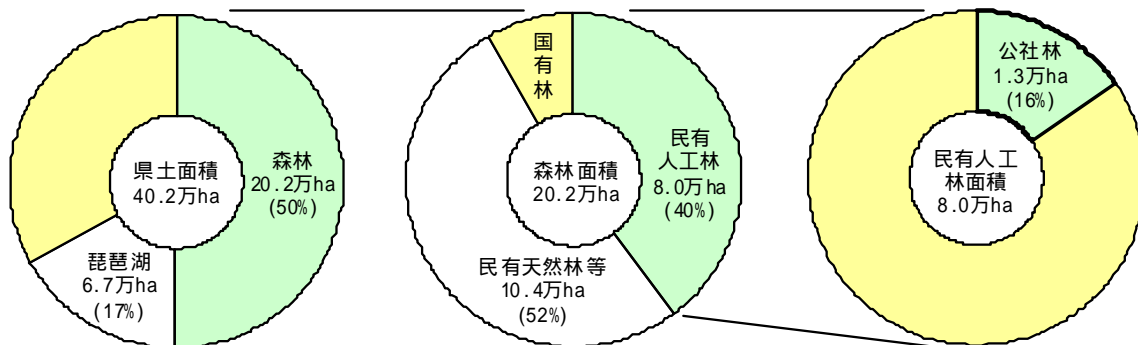
本社の分収造林事業地の管理面積は、約12,410haであり、滋賀県の人工林面積の約6分の1を占めている。公社林は、湖西地域、湖北地域に多く、両地域で7割以上となっている。

分収林面積

(平成22年度末現在)

分収造林契約面積	a	17,194 ha
筆数		6,689 筆
うち保安林面積		5,680 ha
		(全体の33%)
植栽面積	b	12,507.00 ha
公共事業等による潰れ地面積	c	71.00 ha
分収育林提供面積	d	28.94 ha
開発に伴う代替地面積	e	2.84 ha
管理面積	f=b+c+d+e	12,409.90 ha
分収育林面積		51.50 ha

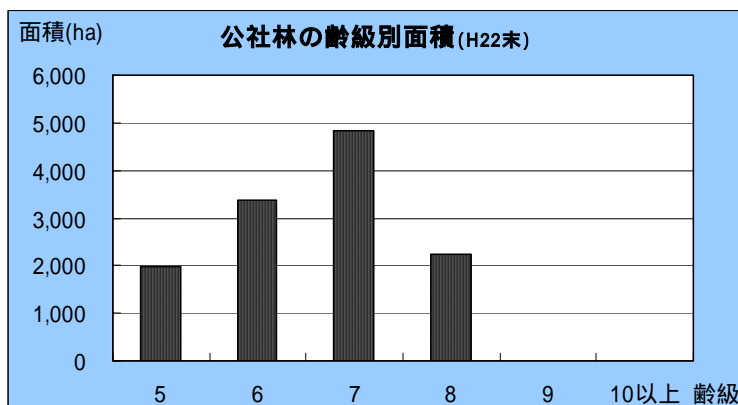
滋賀県の森林と公社林



平成22年度末現在：出典 滋賀県森林・林業統計要覧

イ. 樹種別・齢級別構成

本社の樹種構成は、スギ約67%、ヒノキ約33%であり、ほとんどが8齢級以下であり、約18%が8齢級、約39%が7齢級、約27%が6齢級、約16%が5齢級となっている。



ウ. 路網整備の状況

本社の営林地における路網整備延長（林道等公共車道を含む。）は、平成22年度末現在144,353mであり、1ha当たり11.6mとなっている。

エ. 分収造林契約の状況

本社の分収造林契約の契約者数は1,970人で、そのうち個人が約89%と最も多い。また、契約者の面積でも個人は約44%と最も大きな面積を占めている。

契約期間は当初50年間であったが、市場ニーズに対応した付加価値の高い木材生産や伐採時期の分散化による森林の公益的機能の持続的発揮に向けて長伐期化を図るため80年への延長を進め、約80%の契約変更が完了している。

(2) 財務の現状

本社は、分収造林事業において、公社林の保育事業等を行うほか受託事業等を実施しており、また、特別会計を設け分収育林事業、林業労働力対策事業を実施しており、平成22年度の事業規模は約4億円となっている。

本社は、分収造林事業の財源を旧農林漁業金融公庫および滋賀県からの借入金に多く依存して来ており、長期債務残高は平成21年度末で約735億円となっていたが、特定調停の成立により将来の伐採収益で弁済が見込める額を超える債務の免除を受けたことから、平成22年度末では約121億円に減少した。

平成22年度末長期債務残高	平成21年度末長期債務残高	差 引
12,083,162 千円	73,457,000 千円	61,373,838 千円

(3) 組織の現状

本社は、寄付行為により、意思決定等の機関として、理事会および評議員会をおいている。

本社の主な事業である分収造林事業は、造林を社団法人滋賀県造林公社が昭和40年度に開始し、その後、琵琶湖総合開発の開始に伴い事業資金の借入の仕組みが異なることとなったため、新たに設立された本公社が引き継いで造林を実施したもので、この造林区分に応じて両公社がそれぞれ分収造林事業地を区分管理しているが、事務局は一つであり、事務局職員は両公社の併任としている。

事務局職員は、公社採用職員と県派遣職員とで構成しているが、昭和55年度以降は公社の正規職員の採用は行っておらず、事務局職員数は昭和60年度をピークとして減少し、平成23年4月1日現在の常勤職員は、正規職員16名、嘱託職員7人となっている。

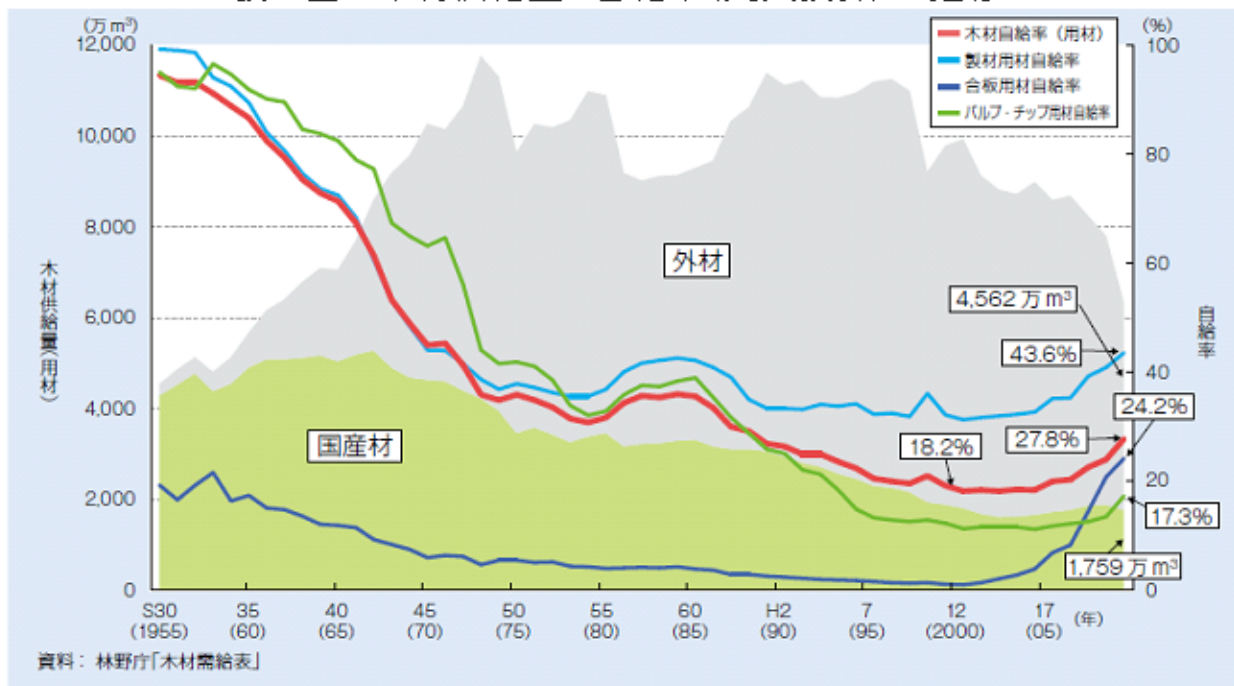
(4) 公社を取り巻く環境

ア. 木材需給と価格の動向

国内の木材需要は減少傾向にあるが、平成22年は住宅着工が前年を上回った等から木材需要量は増加する見込みとされている。木材供給は、外材が増加していたが、近年ロシアの丸太輸出関税引上げの影響等から国産材シェアが増加しており、特に合板用材はスギやカラマツを中心に国産材が急増している。

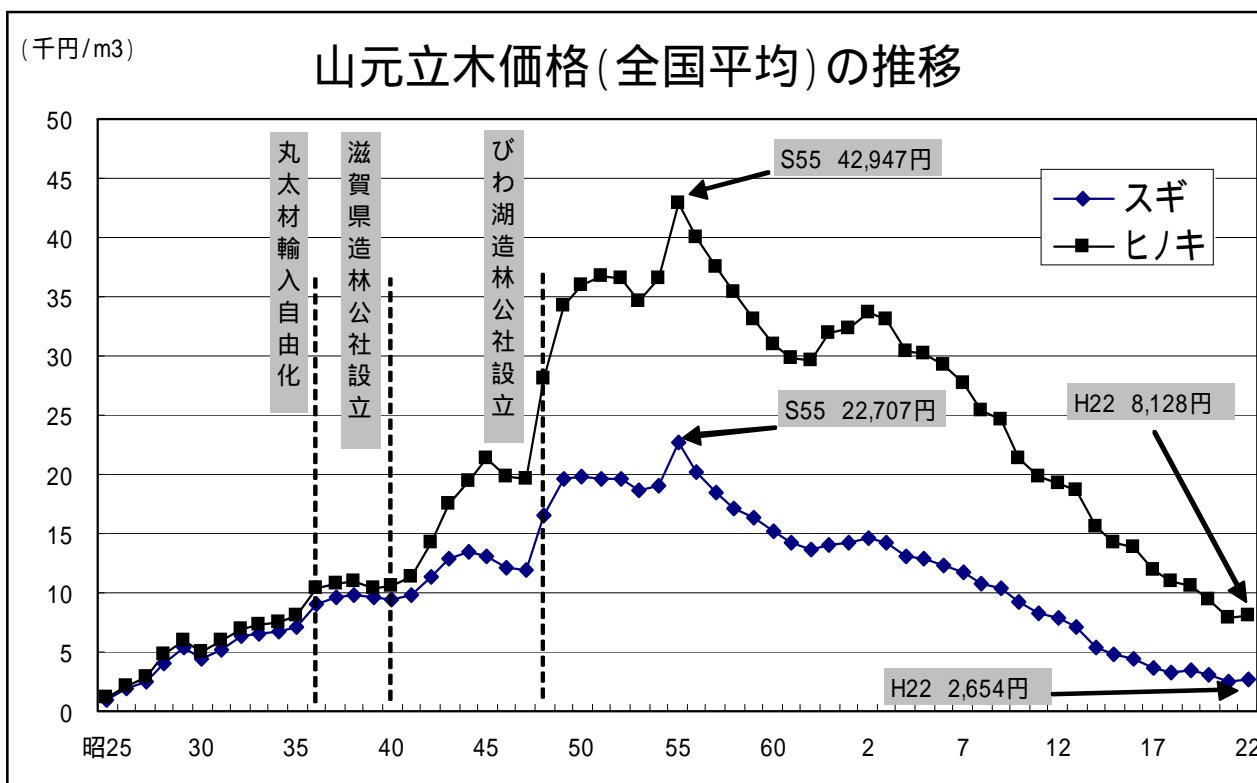
また、木材価格は昭和55年をピークとして大きく下落している。

我が国の木材供給量と自給率(丸太換算)の推移



出典：平成22年度森林・林業白書

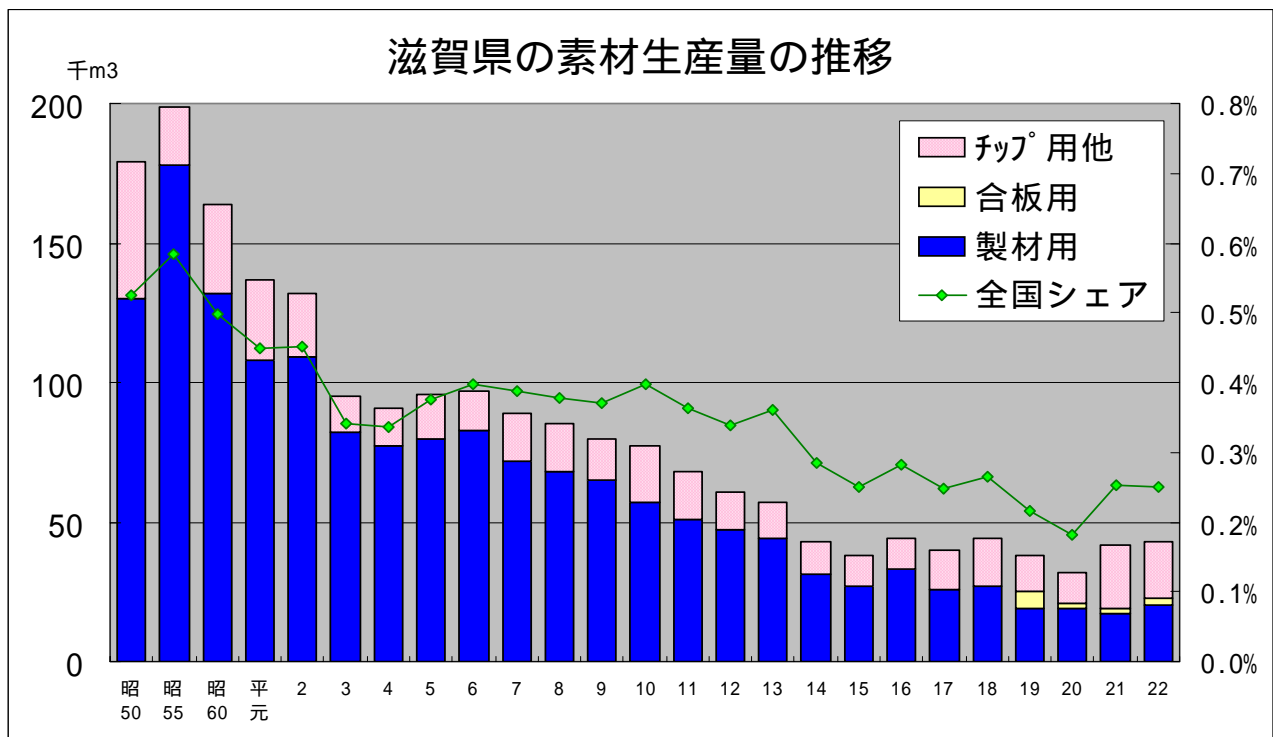
山元立木価格(全国平均)の推移



出典：財団法人日本不動産研究所「山元立木価格調」から事務局作成

なお、滋賀県内の素材生産量は徐々に減少し、平成21年度では約42,000m³となっており、全国でも第42位と下位である。

県内の素材生産業者の規模は小さく、機械化が遅れており、製材工場も小規模なものが多い。一方、隣接府県には大規模な製材工場や合板・集成材工場が立地している。



出典：農林水産省「木材需給報告書」から事務局作成

イ. 国の森林・林業政策

平成21年12月に、「森林・林業再生プラン」が策定され、今後10年間で「木材自給率50%以上」を達成することを目標に、路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材の育成等を進めることとされている。

ウ. 森林吸収源対策

温室効果ガス削減対策の一環として、森林吸収源対策等の取り組みが進められている。この一環として、国内の排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の認証やクレジットの発行・管理等の仕組みを定めたカーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）が開始されており、間伐等の森林経営活動や木質バイオマスへの燃料転換等のプロジェクトが認められ、個別のプロジェクトの認証が進んでいる。

エ. 滋賀県の森林・林業政策

滋賀県では、「琵琶湖森林づくり条例」（平成16年滋賀県条例第2号）に基づき、平成17年4月に「琵琶湖森林づくり基本計画」が策定され、平成32年度を目標として、「森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり」および「県民全体で支える森林づくり」を基本方針とし、「環境に配慮した森林づくりの推進」、「県民の協働による森林づくりの推進」、「森林資源の循環利用の促進」および「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策の下に取り組みが行われている。

2. 課題

(1) 森林の公益的機能の持続的発揮への配慮

滋賀県の人工林の4分の1を占める両公社の公社林は、琵琶湖・淀川の水源かん養や地球温暖化防止をはじめとする公益的機能に重要な役割を果たしており、これを持続的に発揮することが求められている。

一方、分収造林事業の開始当時とは異なり、現在では木材価格の下落・低迷等により予想されていたとおりの収益が見込めないこと、分収造林契約終了後に土地所有者による再造林が見込めないこと、獣害等の新たな問題も発生していること、両公社が厳しい財務運営が求められていること、また、造林公社問題検証委員会報告で指摘されたように、さまざまな公益的な目的を持つことによって本来経営が成り立つことを前提に行われるべき両公社の経営判断がされず、経営責任の軽視につながったことを踏まえる必要がある。

このため、土地所有者の理解を得ながら、採算性を前提に効率的な公社林の整備を行い、その中で「琵琶湖森林づくり基本計画」の「環境に配慮した森林づくりの推進」の方向性に沿って、公益的機能の持続的な発揮を図っていくことが必要である。

(2) 伐採収益の着実な確保と残債務の弁済

特定調停により、健全な経営に向けて関係者から多額の債務免除を受けた両公社として、残された債務の返済に向け、着実に伐採収益を確保していく必要がある。

このため、「森林林業・再生プラン」に基づく施業の集約化や「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づく森林資源の循環利用の促進の方向性に沿って、今後予定されるまとまった規模の木材生産・販売を戦略的に行い、安定的に収益を確保していくことが重要である。

(3) 公社運営の改善

公社林の公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ伐採収益を確保するよう適切に事業を推進しその実効性を確保していくためには、健全な公社運営が基本となる。

特に、造林公社問題検証委員会報告で指摘されたように、これまで分収造林事業の推進にあたって、状況の変化に対応した事業や計画の見直しが十分でなかったことを真摯に反省し、事業の進め方、体制、財務運営等の運営方法を改善する必要がある。

3. 経営の理念

課題を踏まえ、経営の理念を次のとおりとする。

もり
琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり
- びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ -

4. 経営の目標

経営の理念に基づき、経営の目標を次の3点とする。

(1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進

琵琶湖・淀川流域の人々の生活と産業を支える公社林の公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ効率的な公社林の整備を図る。

採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還

経営の効率化の観点から、採算性の見込めない森林について、その公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。

公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備

採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。

(2) 収益性の高い木材の生産と販売の推進

まとまった森林資源の規模を活かし、県内の木材生産の核として役割を担い、収益性の高い生産と販売を行い着実に収益を確保する。

公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出

公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、事業地の状況等を踏まえ、収益性の高い伐採・搬出を行う。

安定的な木材の生産と販売

まとまった規模の森林資源を有効に活用し、安定的な販路の確保と収益性の向上を考慮した戦略的な販売を行う。

(3) 健全な公社運営の確保

財務状況、組織体制等の経営基盤の改善を進め、健全な公社運営の確保を図る。

財務状況の改善

分収造林契約の分収割合の変更、森林資源の新たな活用等により財務状況の改善を図る。

組織体制の整備

公益法人制度改革への対応を進めるとともに、合理的・効率的な事務局体制の整備、人材の育成、確保を図る。

財務運営の改善等

林業公社会計基準への対応、契約方法の改善、森林資源の適切な管理等を図る。

経営の透明性の向上、関係者の理解と参画の促進等

関係者への情報の提供・発信、森林づくり活動への参画の促進等を図る。

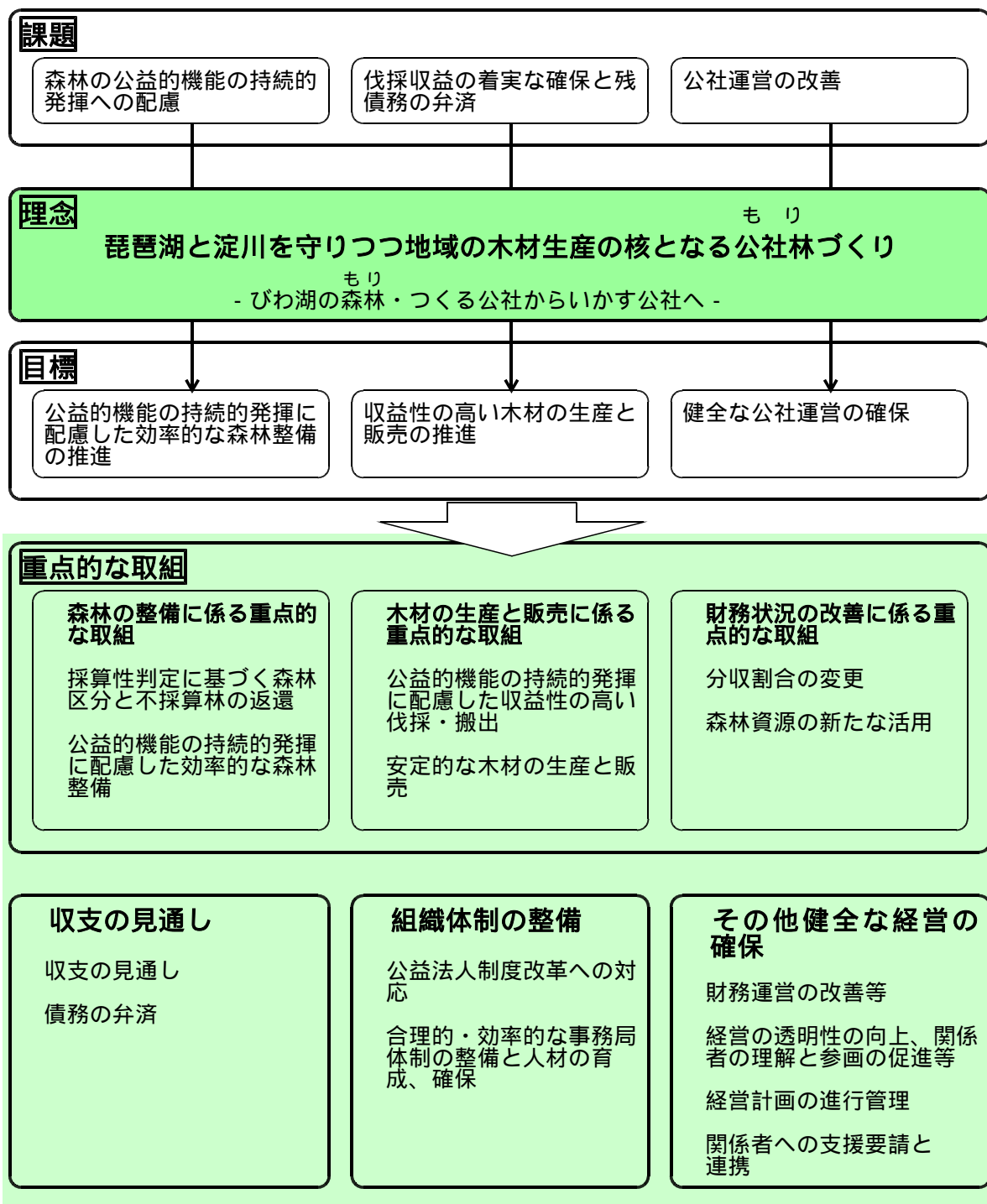
経営計画の進行管理

経営計画の目標を達成するため、経営計画に基づく事業の実施状況について自己評価を実施し、PDCA (Plan、Do、Check、Action) のサイクルによる不断の改善の取り組みを行

う。

関係者への支援要請と連携

補助金の確保、獣害対策等について滋賀県をはじめ関係機関へ要請するほか、関係機関との連携を強化する。



第3章 重点的な取り組み

1. 森林の整備に係る重点的な取り組み

(1) 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還

ア. 方針

経営の効率化の観点から、分収造林事業地のうち、採算性が見込めない森林については、公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。

イ. 取り組み内容

採算性判定による森林区分

土地所有者の理解を得ながら、各事業地について生育状況や路網整備状況等を精査した上、採算性を判定し、採算性が見込めるため分収造林契約を継続する森林（採算林）と、採算性が見込めないため分収造林契約を解約し土地所有者に返還する森林（不採算林）に区分する。

採算林については、公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、効率的な森林整備、収益性の高い伐採を行い、分収の上、分収造林契約終了後に土地所有者へ返還する。

また、不採算林については、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化に対応するため、明らかに採算性が見込まれない森林から契約の解約を行うこととし、今後、繰り返し森林や路網の状況調査等を行い、採算性の判定を定期的実施し、順次不採算林を返還していく。

採算性判定による森林区分の考え方

区 分	定 義	取 り 扱 い
採 算 林	採算性のある枝班	契約を継続し、保育基準に従い保育管理を行い、伐採、分収の上、分収造林契約終了後土地所有者に返還する
非採算林	採算性のない枝班だが、採算林と同じ筆にあること等から契約解約が不適当なもの	採算林とともに契約を継続し、公益的機能発揮のため、間伐等の必要最小限の保育管理を行う
不採算林	採算性のない枝班（非採算林を除く）	契約を解約し、現状のまま土地所有者に返還する
被 災 林	積雪や台風等の気象災害や獣害等により植栽木が枯損し広葉樹林化等した枝班	原則として不採算林と同様に取り扱う ただし採算林と同じ筆にある等により契約解約が不適当な場合は、契約を継続するが保育管理は行わない

枝班とは、公社の事業地を樹種、林齢等に基づいて細分した森林区画の最小単位。1枝班は約2ha。7,023の枝班がある。

不採算林の返還と公益的機能の発揮への対応

不採算林については、返還後も森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、林地が保全され土地所有者の管理コストがかからない森林（針広混交林等）をめざすこととし、森林の状況や土地所有者の意向を踏まえ、必要に応じて造林事業の実施、環境林整備事業による強度間伐の実施、保安林の指定等の対策が講じられるよう滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。また、企業の森やカーボン・オフセット・クレジット制度（J-V E R）等の取り組みによる支援を検討する。

採算性判定に基づく森林区分の試算

(面積：ha、()は割合：%)

区 分		面 積	
契 約 継 続	採算林	5,047.54	(40.6)
	非採算林	1,204.25	(9.7)
	被災林	175.01	(1.4)
	計	6,426.80	(51.7)
解 約	不採算林	5,134.54	(41.4)
	被災林	854.74	(6.9)
	計	5,989.28	(48.3)
合 計		12,416.08	(100)

分収育林事業地を含まない。
平成18年度末面積で試算した数値。

ウ. 基本指標

項 目	現状(22年度末)	目標(最終年度まで)	備 考
採算性判定による森林区分	なし	中期経営改善計画の策定(5年ごと)を目標に繰り返し実施	第1回を平成23年度に実施

(2) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備

ア. 方針

採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。

イ. 取り組み内容

長伐期化の推進

長伐期化を進めるため、分収造林契約期間を50年から80年へ延長することについて引き続き契約の変更を進める。

保育施業基準の見直しと効率的な森林整備

採算性に基づく森林区分に応じ、森林整備の重点化等を図るため、保育施業基準を見直し、効率的な森林整備を行う。

なお、間伐に当たっては、経営の改善に資するため、利用間伐を積極的に推進する。

路網整備の推進

保育を効率的に行うため、森林の現況等を踏まえ、将来の伐採手法を踏まえた路網のあり方も考慮しつつ、補助金、交付金等の活用、市町および森林組合等との連携によりコストダウンを図りながら路網整備を推進する。

保育施業基準の見直し

	現状(平成9年度以降)	見直し後	
		採算林	非採算林
目的 生産目標	木材生産 水源かん養機能等の保全 径級16cm以上の丸太生産	木材生産 水源かん養機能等の保全 径級14~30cmの丸太生産	水源かん養機能等の森林の公益的機能の発揮 最終本数を700~900本/haとし、針広混交林等に誘導する
伐期 伐採方法	40~80年生 群状小面積皆伐(5ha程度) (再造林は行わない)	51~80年生 一伐区を30年間で4回(概ね10年間隔で伐採を行うことを原則とし、伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等を目指す)	- -
伐期本数	♂# 500~1,150本/ha ♂# 550~1,250本/ha	♂# 1,100本/ha ♂# 1,450本/ha	- -
伐期材積	♂# 320~510m ³ /ha ♂# 240~390m ³ /ha	♂# 450~550m ³ /ha ♂# 300~350m ³ /ha	- -
除伐	16、25年生 2回 (枝打と同時に実施)	16、25年生、40年生までの必要箇所 2回~3回	-
間伐	25、35年生(45、55年生) (短伐期は2回、長伐期は3~4回実施)	25、35年生、40年生までの必要箇所 2回~3回	25、51年生 2回
枝打	16、25年生、4mまで2回 (除伐と同時に実施)	16、25年生、40年生までの必要箇所、2回~3回	-
病虫害獣防除	必要箇所	必要箇所	必要箇所

ウ. 基本指標

保育施業

項目	現状(H22年度末)	目標(H51年度末)	備考
除伐 (ha)	14,953	16,618	
間伐 (ha)	6,602	11,675	
枝打 (ha)	10,765	13,028	
病虫害獣防除 (ha)	6,995	9,484	

利用間伐

項目	現状(H22年度末)	目標(H40年度末)	備考
面積 (ha)	52	834	
材積 (m ³)	1,426	40,706	

路網整備

項目	現状(H22年度末)	目標(H35年度末)	備考
路網延長 (m)	104,153	120,153	
作業道延長 (m)	60,650	76,650	
作業道延長 (m)	43,503	43,503	
路網密度 (m/ha)	8.4	9.7	

路網は主に保育のために整備するもののみを挙げており、伐採・搬出のため別途整備するものは含まない。
 本社の作業道は、作業道(幅員が0.6mの歩道)、作業道(幅員が1.8m~2.5mの作業道)、作業道(幅員が2.5m~3.0mの林道規定に基づく自動車道3級の道路構造に準じた作業道)に区分している。
 路網延長は作業道と作業道の計で、作業道および林道等公共車道は含まない。
 路網密度は、路網延長を平成22年度末の森林管理面積(12,410ha)で除したものの。

(3) 分収育林事業地における森林整備

採算林の保育基準に準じて、適切な保育管理を行う。

費用負担者(緑のオーナー)に対する見学会の開催等により、森林保全活動への参画を進める。

分収育林事業地

名称	所在地	面積(ha)	契約口数(口)	契約者数(人)	契約満了年度
長寿の森	多賀町	4.62	55	49	H22(満了)
朽木こだまの森	高島市	4.87	53	49	H24
第2朽木こだまの森	高島市	5.43	52	48	H24
石堂の森	甲賀市信楽町	5.00	55	48	H26
あいの森	甲賀市土山町	3.12	40	31	H27
大河原の森	甲賀市土山町	4.14	50	48	H27
永源寺溪流の森	東近江市	4.15	48	41	H34
岩尾の森	甲賀市甲南町	4.10	49	35	H35
古陶の森	甲賀市信楽町	10.99	117	94	H36
奥伊吹清流の森	米原市	5.70	64	48	H38
比良緑風の森	大津市	4.00	50	41	H38
合計	11カ所	56.12	633	532	

2. 木材の生産と販売に係る重点的な取り組み

(1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出

A. 方針

採算林について、11齢級(51年生)以降において伐採を行う。伐採に当たっては、伐採による公益的機能への影響を軽減するため、一度の伐採率を概ね25%程度とし、事業地ごとに11齢級、13齢級、15齢級、16齢級の4回に分けて10年間隔で伐採を行うことを原則とする。

伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざすことを基本とし、収益性と森林の公益的機能の持続的発揮に配慮した適切な伐採・搬出方法を選択し採用する。

天然下種更新については、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、その後の伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討する。

また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策等について協力を要請する。

イ. 取り組み内容

適切な伐採・搬出方法の選択

事業地の地形、造林木、前生稚樹、下層植生、獣害等の状況に応じて、森林形態の確保に努める等公益的機能の持続的発揮に十分配慮の上、土地所有者の意向も踏まえ、国および県の補助制度を最大限に活用し、列状、定性等の伐採手法と、架線、路網、高性能林業機械等の搬出技術を組み合わせ、適切かつ効率的な伐採・搬出方法を選択する。

特に、伐採・搬出経費の軽減や公益的機能の発揮に配慮したさまざまな伐採方法が可能となるよう、路網と車両による作業システムが適切と見込まれる場合は、これを積極的に導入する。

伐採後の公益的機能の持続的発揮に向けた対応

伐採後における天然下種更新について、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討を行い、必要に応じてその後の伐採方法の見直しや植栽等の対策を行う。

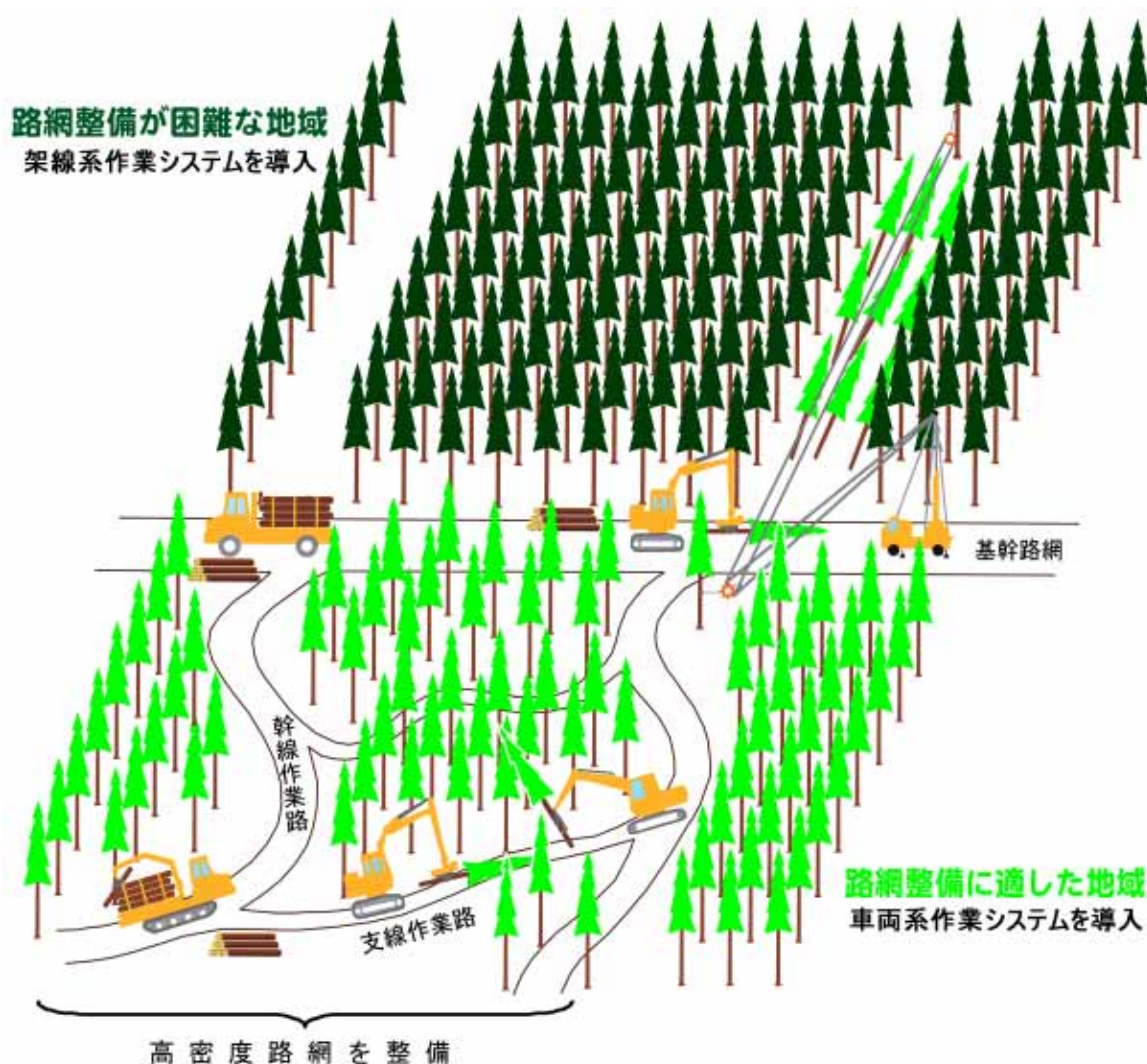
このため、社団法人滋賀県造林公社の平成27年度の伐採開始までに、両公社の間伐の実施地等において、更新状況に係るモニタリング調査を実施するほか、平成35年度以降の伐採後の事業地についてもモニタリング調査を実施するとともに、関係機関における調査研究の成果等を踏まえ、よりよい伐採方法や更新手法について研究、試行等を行う。

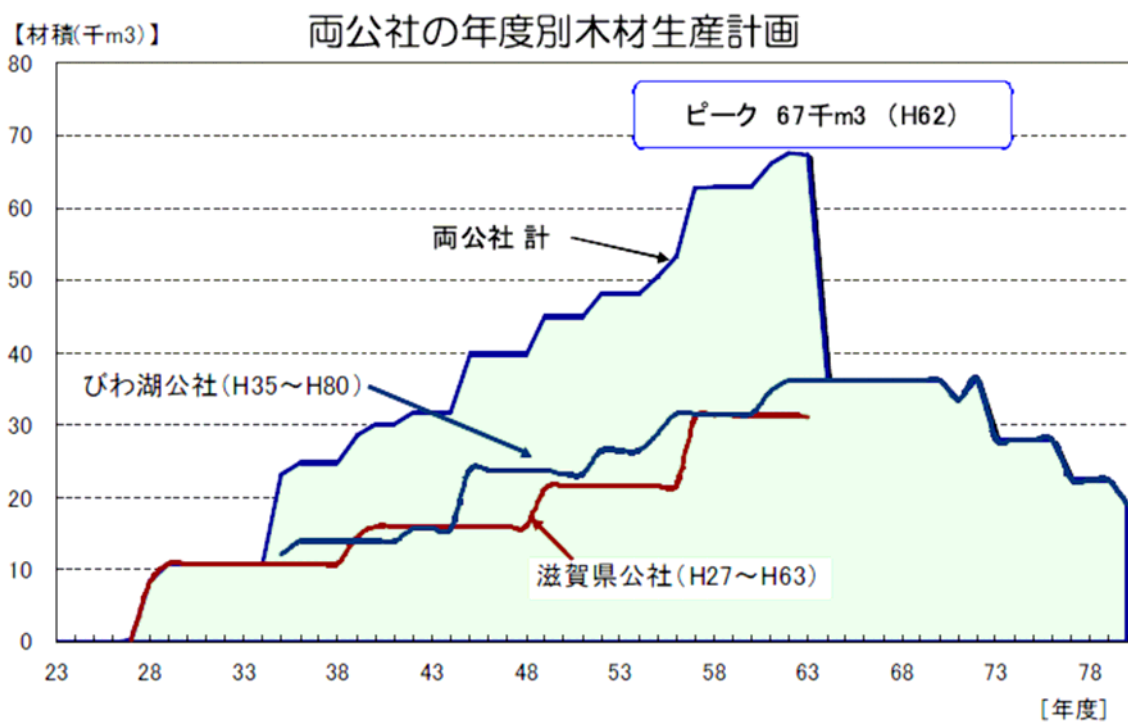
また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策、天然下種更新に関するモニタリング調査への協力、植栽等が必要な場合についての支援を要請する。

ウ. 基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H80年度末)	備考
伐採面積 (ha)	-	5,047	
木材生産量 (m3)	-	1,202,574	

伐採・搬出のイメージ





(2)分収育林事業における木材生産

ア.方針

分収育林契約による契約期間に従い、伐採および収益の分収を行う。

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に配慮し、土地所有者の同意を得て土地所有者の持分の造林木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採（抜き伐り）を基本とする。

イ.基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H38年度末)	備考
伐採事業地数 (箇所)	1	11	
伐採面積 (ha)	4.62	56.12	
木材生産量 (m3)	929	6,458	

木材生産量は、土地所有者との合意の上で材積分収を行うことを前提に算出

(3)木材の安定的な生産と販売

ア.方針

平成27年度から社団法人滋賀県造林公社が伐採を開始することとしており、さらに本公社が伐採開始を予定する平成35年度以降、まとまった規模の木材を計画的に生産することになるといふ両公社の特性を生かし、それまでの販売や利用間伐の販売を通じて、販売ノウハウの蓄積に努めるとともに、必要な体制等を整え、積極的な営業活動を行い、高い収益を確保するため戦略的な販売を行う。

イ.取り組み内容

販路の開拓

特に社団法人滋賀県造林公社が伐採を開始する平成27年度までに、重点的に伐採計画につい

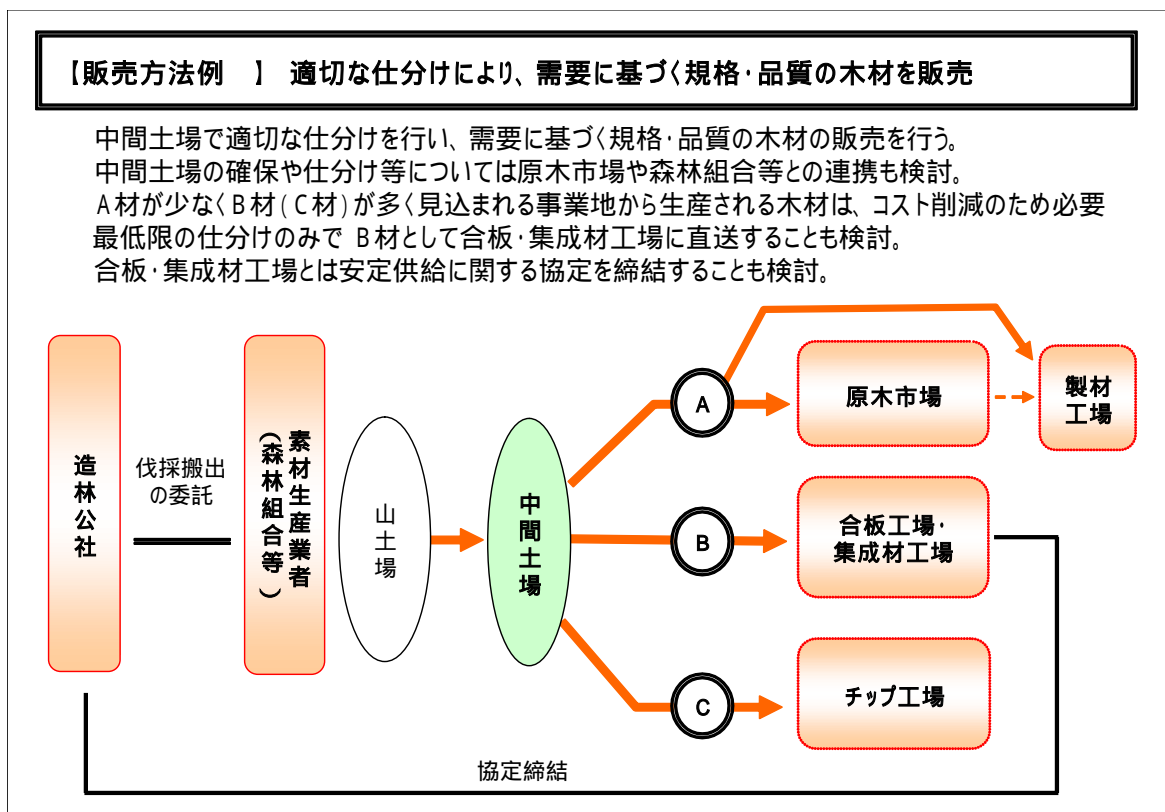
て原木市場や合板・集成材工場等に積極的な情報提供を行うほか、木材需要を的確に把握し販路開拓を進める。

収益性の高い販売方法の選択

生産方法も考慮しつつ、木材の規格・品質、販売時期、運搬経費等の物流コスト、市場手数料等の商流コスト、補助金、事務負担等を総合的に勘案し、高い収益を確保することができる方法により販売を行う。

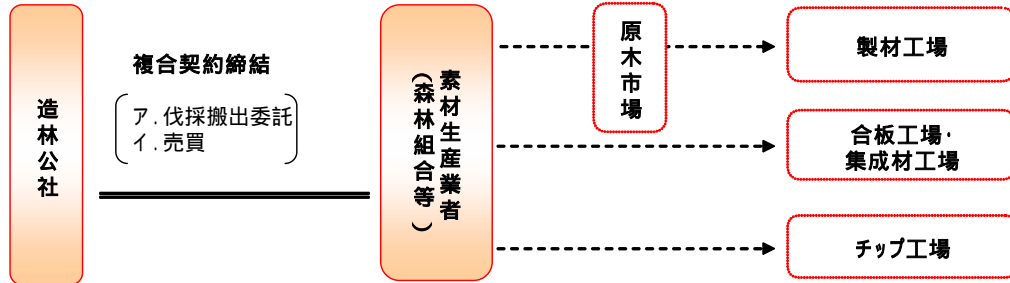
このため、滋賀県における木材の流通体制の整備の状況を踏まえつつ、仕分けに基づく市場販売をはじめ、安定的な販売先確保と有利な価格設定のための合板・集成材工場等との協定締結による販売、伐採・搬出と木材販売を合わせて素材生産業者と契約する複合契約、原木市場等への販売の委託等のさまざまな販売方法を状況に応じて選択し採用する。

販売方法の例



【販売方法例】 複合契約(ア. 伐採搬出委託、イ. 売買)により販売

立木を伐採搬出する委託契約と、伐採した木材の売買契約を合わせた複合契約を同一の素材生産業者と締結。
複数年契約や複数事業地を一括契約することも検討。



販売体制等の整備

木材市況を把握しそれに応じた造材や仕分けまたはその指示をする職員、および営業を専任で行う職員について、民間事業者での職員の研修や民間人材の活用等により、その育成・確保を図る。

また、木材の仕分け、ストック（貯留）、運搬等のために必要な中間土場の確保について、原木市場や森林組合等との連携も図りつつ、検討を進める。

さらに、伐採を行う素材生産業者の人員や高性能林業機械等の基盤整備を促進するため、伐採計画等の情報を素材生産業者に対し積極的に提供する。

ウ. 基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H80年度末)	備考
伐採収入 (百万円)	-	4,149	

3. 財務状況の改善に係る重点的な取り組み

(1) 分収造林契約の変更・解約

ア. 方針

木材価格の下落、事業費の増高等のため、分収造林により当初想定していた収益を得ることが困難となっており、公社の投下経費の回収も困難な状態になっている。

このため、採算林について、分収造林契約に基づく分収割合について、土地所有者の理解を得ながら、土地所有者40%：造林公社60%から、土地所有者10%：造林公社90%へ変更するため、契約変更を進める。

また、不採算林については、分収造林契約の解約を進める。

併せて、長伐期化に向けた50年から80年への期間延長のための契約変更を引き続き進める。

イ. 取り組み内容

地域協力員の設置、地域説明会の開催等により、分収造林契約の変更・解約についての土地所

有者との協議を推進する。

土地所有者との協議にあたっては、造林公社の経営の状況や契約変更の必要性等について十分に説明し、その理解を得るように努めるほか、継続的に情報の提供を行っていく。

ウ. 基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H25年度末)	備考
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率(%)	-	100	
不採算林に係る分収造林契約の解約率(%)	-	100	
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率(%)	80	100	

(2) 森林資源の新たな活用

ア. 方針

近年、健全で持続可能な森林経営、環境保全への配慮、さらに地球温暖化対策への貢献や市民による森林管理への意識向上と参加促進等のため、また、木材価値の向上や新たな収益の確保のため、企業の森、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)、森林認証等さまざまな取り組みが行われている。

森林整備について企業等から資金の導入を図るとともに、木材の販路を確保する取り組みの一環として、また、琵琶湖・淀川の水源林等としての役割について広く理解を得るため、採算性や事務負担を考慮しながら、これらの取り組みを進める。

また、再生可能エネルギーへの転換の動きも踏まえ、燃料としての木質バイオマスの利用をはじめ、森林資源の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する。

イ. 取り組み内容

企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)の導入

琵琶湖・淀川の水源林という公社林の特性を活かしつつ、企業等から間伐等の保育事業に対する資金の提供と森林整備への参加を図るため、企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)について導入を進める。

導入にあたっては、付加価値を高めるため滋賀県森林CO₂吸収認証制度およびカーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)との組み合わせた導入も検討する。



滋賀県森林CO₂吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)の導入

企業等から間伐等に対する資金の導入と、これまでの水源林としてのみならず地球温暖化対策に係る公益的機能についての理解を促進するため、滋賀県森林CO₂吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)の導入の検討を進める。特に、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)については、認証や維持等に係る関係機関による審査に必要な経費や事務を勘案しながら、導入を検討する。

また、契約を解約する不採算林について、所有者の意向を踏まえ、こうした取り組みによる森林整備のための資金導入に向けた関係機関との協議・調整について支援を行う。

森林認証の導入

森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関して森林を認証する森林認証制度について、住宅メーカー等が認証を受けた森林から生産される木材を優先して調達する動きがあること等から、関係機関による審査を経るために必要な経費や事務を勘案しながら、その導入を検討する。

ウ. 基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H35年度末)	備考
企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)の導入(件)	-	5	両公社で連携して実施する目標件数
滋賀県森林CO ₂ 吸収認証、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)の導入(件)	-	1	検討の結果、導入する場合の両公社で連携して実施する目標件数
森林認証の導入(件)	-	1	同上

第4章 収支の見通し

1. 収支の見通し

経営期間中の収支の見通しは、次のとおりである。

単位: 百万円

年度	伐採面積 (ha)	材積 (千m3)	収入							合計	支出					償還財源	年度	分収育林				
			伐採収入	間伐材販売収入	造林補助金(非皆伐施業等)	造林補助金(保育等)	管理運営費補助等	その他収入	造林事業費		付帯事業費	管理費	分収交付金等	その他支出	合計			伐採面積 (ha)	材積 (m3)	分収育林事業収入	分収育林事業支出	分収育林償還財源
23				2		86	192	121	402	127	18	175		80	402		23	15	3,141	35	32	4
24				12		86	205	45	347	114	18	186		29	347		24					
25				12		96	150	29	287	125	18	115		29	287		25	5	511	6	5	1
26				12		96	116	29	252	125	18	80		29	252		26					
27				12		96	151	29	287	125	18	115		29	287		27	7	611	8	7	1
28				12		96	140	29	276	125	18	104		29	276		28					
29				12		91	134	29	265	117	18	101		29	265		29					
30				12		80	101	56	249	104	18	98		29	249		30					
31				12		53	120	29	213	74	16	94		29	213		31					
32				12		64	95	28	199	74	33	64		29	199		32					
33				12		62	95	28	197	72	32	64		29	197		33	4	307	5	5	1
34				12		61	87	28	188	72	30	57		29	188		34					
35	70	12.2	13	12	168	90	91	28	402	105	31	56	2	29	223	179	35	15	1,115	18	16	3
36	80	14.0	9	12	192	88	87	28	417	105	26	55	1	28	217	200	36					
37	80	14.0	12	12	192	88	87	28	419	105	26	56	2	28	217	202	37	10	773	9	8	1
38	80	14.0	15	12	192	88	87	28	422	105	26	55	2	28	217	205	38					
39	80	14.0	16	12	192	88	87	28	423	105	26	55	2	28	217	206	39					
40	80	14.0	15	10	192	85	59	56	417	100	26	55	2	28	212	205	40					
41	80	14.0	11		192	40	65	28	337	33	24	49	2	28	135	202	41					
42	90	15.7	29		216	40	65	28	379	33	23	49	4	28	138	241	42					
43	90	15.7	29		216	40	65	28	379	33	23	49	4	28	138	241	43					
44	90	15.7	28		216	40	65	28	377	33	23	49	4	28	137	240	44					
45	120	23.8	71		404	40	62	28	606	33	23	46	10	28	141	465	45					
46	120	23.8	84		404	40	62	28	618	33	23	46	12	28	142	476	46					
47	120	23.8	72		404	40	62	28	607	33	23	46	10	28	141	466	47					
48	120	23.8	66		404	40	62	28	600	33	23	46	10	28	139	461	48					
49	120	23.8	65		404	39	61	28	598	33	23	46	9	28	138	460	49					
50	120	23.3	61		385	39	34	56	576	33	22	46	9	28	138	438	50					
51	120	23.2	42		381	29	55	28	535	33	7	45	6	28	118	417	51					
52	120	26.5	96		521		46	28	691		6	41	14	28	88	603	52					
53	120	26.5	112		521		46	28	706		6	40	16	28	90	616	53					
54	120	26.5	118		521		45	28	712		5	40	17	28	91	622	54					
55	120	28.8	120		347		45	28	540		5	40	17	28	91	450	55					
56	130	31.6	140		347		45	28	560		5	40	20	28	93	467	56					
57	130	31.6	144		347		44	28	564		5	40	21	28	94	470	57					
58	130	31.6	119		347		44	28	539		5	40	17	28	90	449	58					
59	130	31.6	122		347		44	28	542		5	40	18	28	90	452	59					
60	130	31.6	108		347		16	56	527		5	40	16	28	88	439	60					
61	130	34.7	121		103		44	28	296		4	39	18	28	90	207	61					
62	130	36.1	124				43	28	195		4	39	18	28	89	106	62					
63	130	36.1	149				43	28	220		4	39	22	28	93	128	63					
64	130	36.2	141				48	28	218		4	45	20	28	97	121	64					
65	130	36.2	144				48	28	220		4	45	21	28	97	123	65					
66	130	36.2	157				49	28	233		3	45	23	28	99	134	66					
67	130	36.2	152				48	28	228		3	45	22	28	98	130	67					
68	130	36.2	132				48	28	207		3	44	19	28	95	112	68					
69	130	36.2	135				48	28	210		3	44	20	28	95	115	69					
70	130	36.2	116				20	55	191		3	44	17	28	92	99	70					
71	120	33.5	119				48	28	194		3	44	17	28	92	102	71					
72	130	36.4	125				47	28	200		2	44	18	28	93	107	72					
73	100	28.0	130				47	28	204		2	44	19	28	94	111	73					
74	100	28.0	117				47	28	191		2	44	17	28	91	100	74					
75	100	28.0	124				47	28	198		2	44	18	28	92	106	75					
76	100	28.0	145				47	28	219		2	44	21	28	95	124	76					
77	80	22.4	91				46	28	165		2	44	13	28	87	78	77					
78	80	22.4	79				46	28	153		2	44	11	28	85	68	78					
79	80	22.4	84				46	28	158		1	44	12	28	86	72	79					
80	68	18.9	49				40	37	125		1	47	7	28	83	42	80					
計	5,048	1,202.6	4,149	196	8,507	1,921	4,019	1,892	20,685	2,245	756	3,333	602	1,694	8,630	12,054	計	56	6,458	82	72	10

端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

分収育林の平成23年度分には、整理の都合上平成22年度に実施した「長寿の森」に係る数値を含めて計上

2. 長期借入債務の弁済

滋賀県に対する長期借入債務については、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済していく。

長期債務の弁済計画

(単位:百万円)

年度	分収造林事業	分収育林事業	計
23		3.6	3.6
24			
25		0.8	0.8
26			
27		1.2	1.2
28			
29			
30			
31			
32			
33		0.8	0.8
34			
35	179.0	2.6	181.6
36	200.3		200.3
37	202.1	1.3	203.4
38	204.8		204.8
39	205.8		205.8
40	205.2		205.2
41	201.7		201.7
42	241.3		241.3
43	241.2		241.2
44	239.9		239.9
45	465.4		465.4
46	476.0		476.0
47	466.3		466.3
48	460.7		460.7
49	459.9		459.9
50	437.7		437.7
51	417.1		417.1
52	602.8		602.8
53	616.2		616.2
54	621.5		621.5
55	449.8		449.8
56	466.8		466.8
57	470.0		470.0
58	449.0		449.0
59	451.5		451.5
60	439.3		439.3
61	206.7		206.7
62	105.9		105.9
63	127.6		127.6
64	120.7		120.7
65	122.8		122.8
66	134.0		134.0
67	130.2		130.2
68	112.4		112.4
69	115.3		115.3
70	98.8		98.8
71	101.6		101.6
72	107.1		107.1
73	110.9		110.9
74	99.9		99.9
75	105.7		105.7
76	124.1		124.1
77	77.8		77.8
78	67.6		67.6
79	72.2		72.2
80	41.8		41.8
合計	12,054.5	10.3	12,064.8

四捨五入のため内訳の計が合わないことがある。

上の弁済計画は、弁済に充てる分収造林事業等による収益が生じた年度で整理しており、実際の支払いは翌年度となる。

第5章 組織体制

1. 公益法人制度改革への対応

(1) 両公社の合併

両公社は、分収造林事業の資金借入先が異なることとなったことから2法人となっているが、事務局は一つであり、事務局職員は両公社の併任としている。

今後、路網整備や伐採に当たっての施業の集約化や大量の木材の戦略的な販売等に向けて、業務を一体的に行うことでより一層の効率化を図る必要があること、公益法人制度改革により公益法人をめざす場合の経理的基礎の確保や、財団法人に係る貸借対照表上の正味財産額に関する要件への対応が求められることなどから、法人の存続と運営の合理化を図り、また、新法人への円滑な移行を図るため、社団法人である滋賀県造林公社と早期に合併し社団法人として存続することとする。

なお、合併後の法人については、特定調停に基づく債務の弁済の趣旨を踏まえ、合併前の各公社の事業を基として区分経理を行う。

(2) 新法人への移行

新法人への移行については、企業等からの資金導入の推進を図るため、公益法人は税制上の寄付金控除が認められること等のメリットがあることを踏まえ、早期に公益社団法人への移行認定を受け移行することをめざす。

なお、分収造林事業の特殊性から、公益認定基準を満たすか明らかでない点もあることから、満たせない場合は一般社団法人に移行することとし、税法上の非営利型法人とすることをめざす。

2. 合理的・効率的な事務局体制の整備と人材の育成・確保

(1) 事務局体制の整備

専任の経営責任者の設置

新法人への移行を機会に、木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等について機動的に対応するため、およびより自律的な運営の確保と経営責任の明確化を図るため、専任の経営責任者（理事長）を置く。

事務局体制の合理化・効率化

木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等の新たな業務に対応するため、事務局を森林管理、営業、契約管理、総務企画の各部門に再編する等、事務局体制の合理化・効率化を図る。

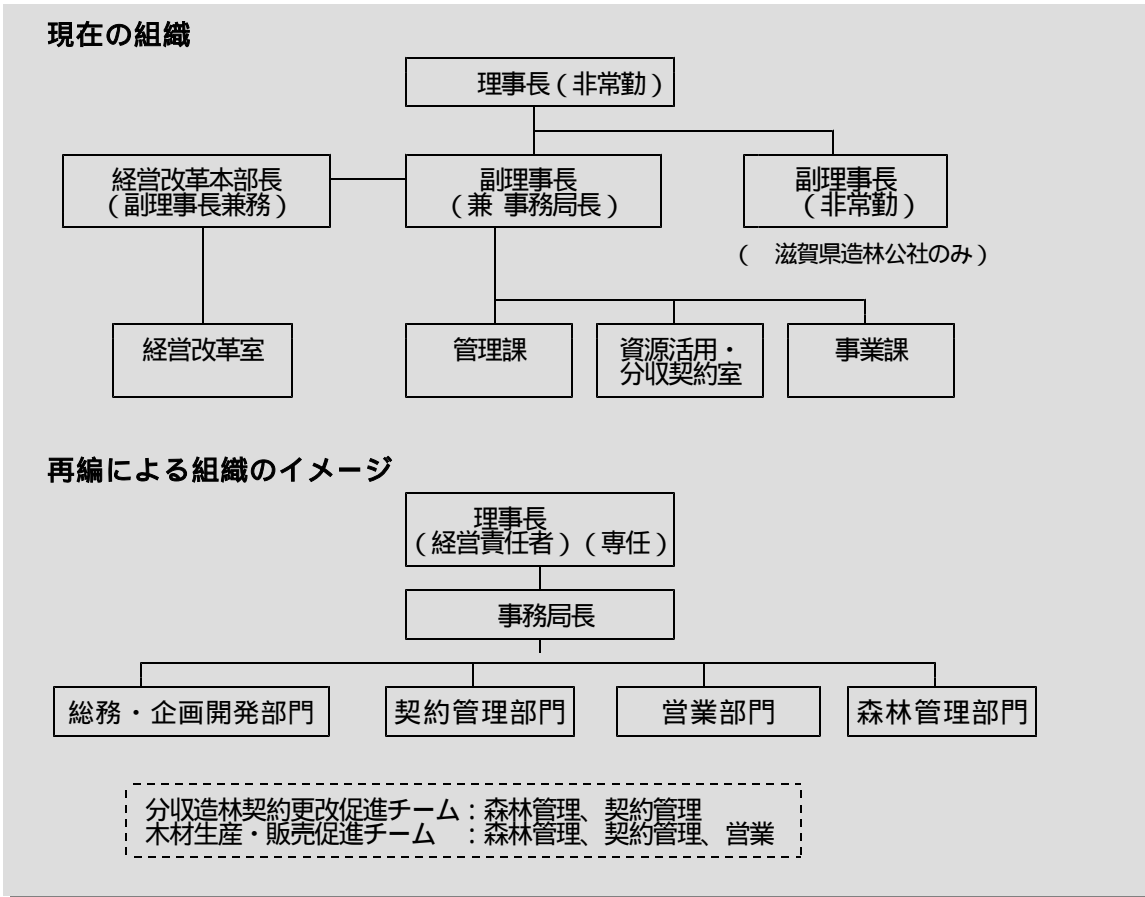
また、分収造林契約の変更・解約、木材生産・販売等を効果的に行うため、組織内の横断的体制（チーム）を必要に応じて編成する。

(2) 人材の育成・確保

退職等による職員構成の変化と事業の進捗等に対応し、滋賀県等の関係機関と協議・調整を行いながら、適切な人員の確保を図る。

この中で、民間の経営ノウハウを活かすため、企業経営経験者等の登用を検討するほか、営業部門について木材販売に関する営業経験のある人材の採用等を検討する。

また、高性能林業機械を活用した低コストの作業システムや木材の仕分け等の必要な知識や技能について、研修の実施や企業等における研修への派遣により人材の育成を図る。



第6章 その他健全な経営の確保

1. 財務運営の改善

(1) 林業公社会計基準への対応

分収造林事業の特性を踏まえ、公正な会計を行うため、林業公社会計基準を早期に導入する。

(2) 契約方法の改善

森林整備や木材の生産・販売等に係る契約業務について、競争性を高めてコストダウンを図り、また透明性の向上を図るため、入札方式を従前の指名競争入札方式から原則として一般競争入札方式とする。

(3) その他の財務運営の改善

保育や伐採・搬出等の実施に当たって、低コスト作業システムの採用や、管理費の節減等に努める。

また、国、県等の補助金を最大限に活用することにより、伐採収益の向上を図る。

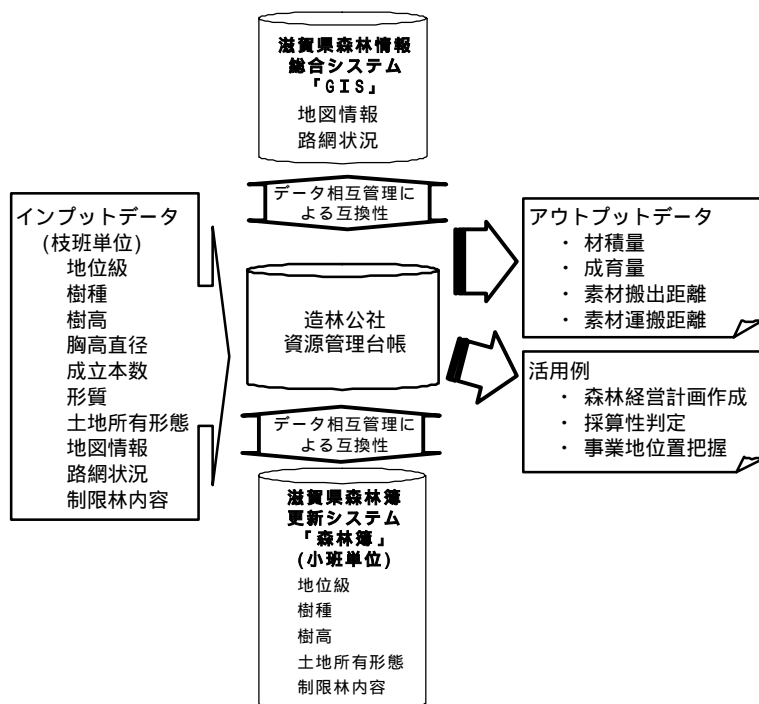
さらに、事務負担等を考慮しながら、受託事業の確保を図る。

なお、資金の長期的な借入は行わないこととし、滋賀県に対して引き続き管理運営費等に係る支援を要請する。

2. 森林資源の適切な管理

採算性による森林区分、森林整備、木材生産・販売等を適切に行うため、事業地の森林資源の状況について地図情報システム(GIS)を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

資源管理台帳イメージ



3. 経営の透明性向上と関係者の理解の醸成

(1) 関係者への情報の提供・発信

琵琶湖・淀川の水源かん養やCO₂吸収等の公社林の公益的機能、森林整備、木材生産・販売等の事業の状況、経営の状況等について、広報誌やホームページ等を通じ、土地所有者、社員、滋賀県をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民、企業等に積極的に情報の提供、発信を行い、経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図り、また販路開拓等につなげる。

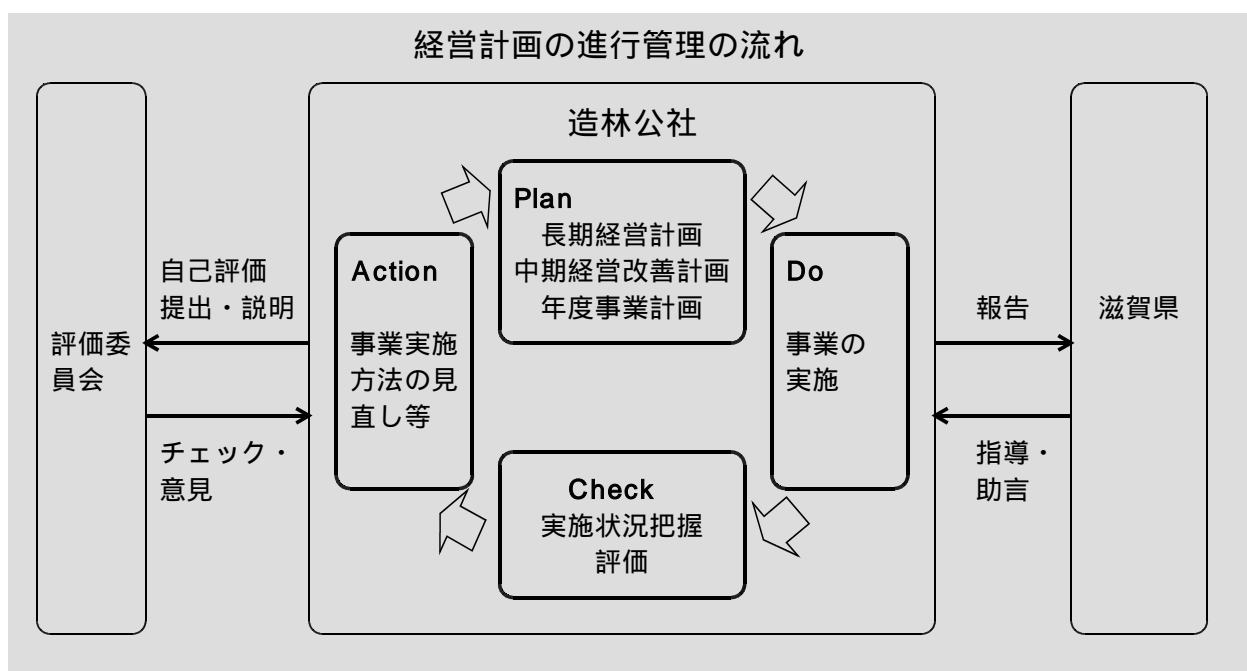
(2) 森林づくり活動等への参画の促進

企業の森の導入を進めるほか、滋賀県、環境関連団体、林業関連団体、ボランティア団体等が実施する森林づくり活動等と連携を図りながら、公社の森林を活用した森林づくり活動を進めるとともに、これらの団体等が行う森林づくり活動等への参画、活動指導への協力、協賛等により、滋賀県をはじめとする琵琶湖淀川流域の住民等の公社事業に対する理解を促進する。

4. 経営計画の進行管理

これまでの累積債務問題への対応に当たって事業の見直し等が十分でなかったことの反省を踏まえ、経営計画の実施状況等を適切に把握し、評価を行い、事業や計画の見直し等に反映する等、PDCA (Plan、Do、Check、Action) のサイクルによる不断の経営改善を行う。

このため、県の特別な関与に関する条例に基づき、滋賀県の指導・助言を受けながら、毎年度の事業計画に対する実施状況等について、外部の有識者等による評価委員会を設置し客観性を確保しつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、経営計画の見直し等を行うものとする。



5. 関係者への支援要請と連携

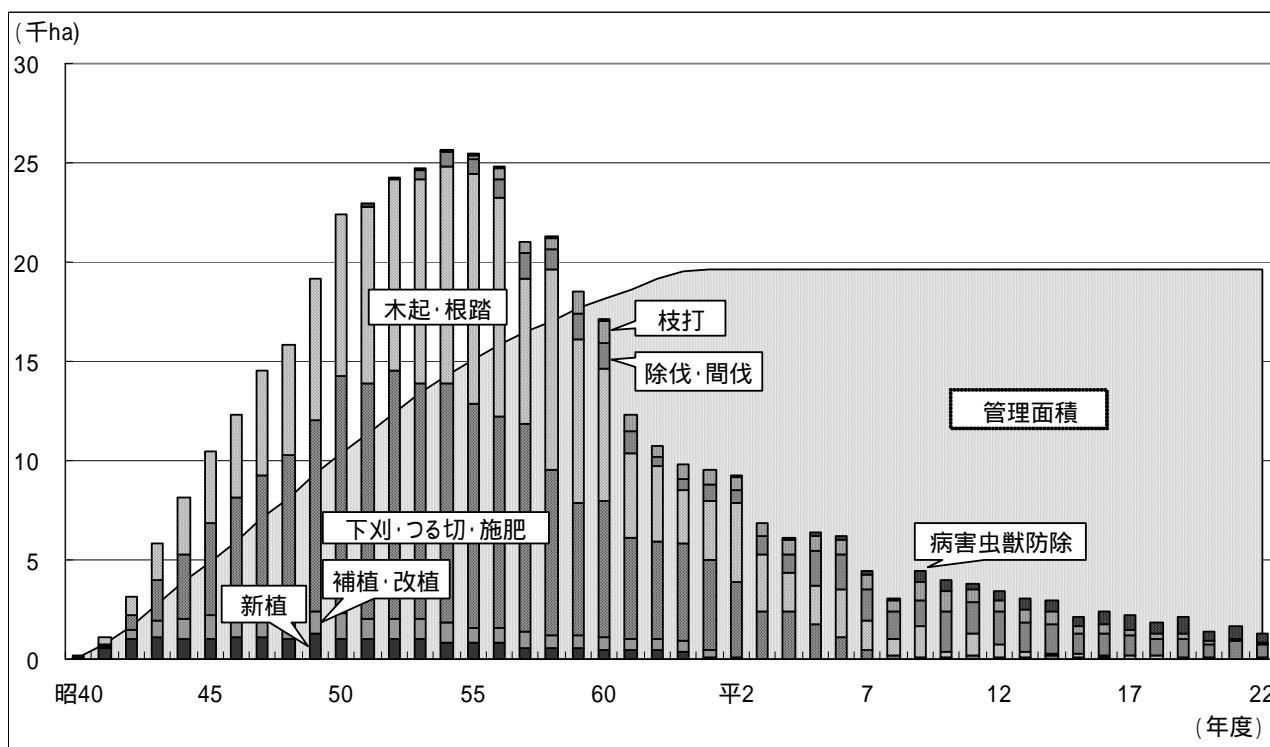
保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金の確保、獣害対策、更新状況等のモニタリング調査と植栽等が必要な場合の対応、公益的機能の評価手法の調査、必要な人材の確保および育成等について支援・協力を求める。

また、全国森林整備協会等を通じ、他の林業公社と連携を図り、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について情報交換を図り経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。

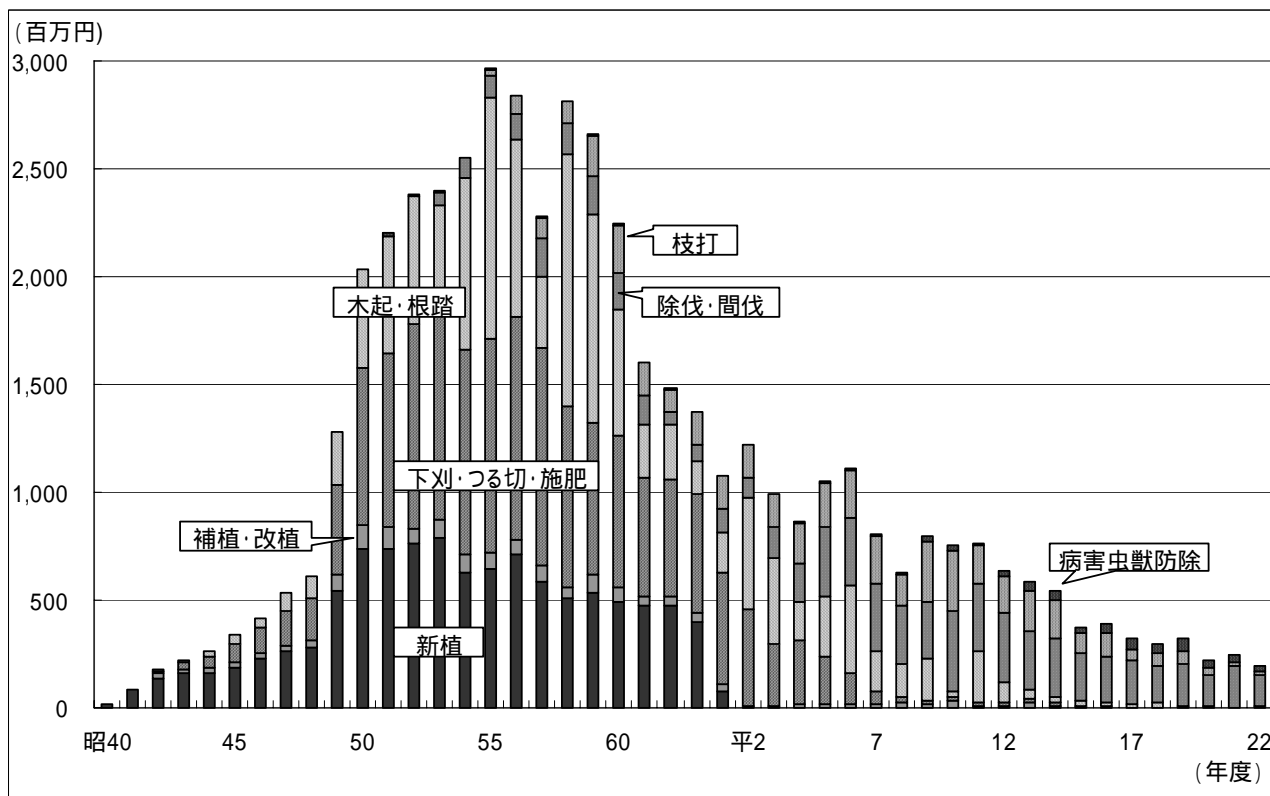
參考資料

両公社の事業量(面積)の推移

事業量は2公社の事業量合計額



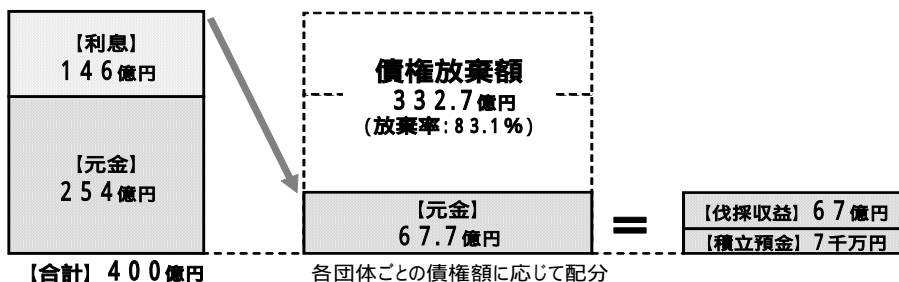
両公社の事業費の推移



事業費は2公社の事業費合計額

特定調停の概要
滋賀県造林公社

(平成23年3月30日現在)



(単位:百万円)

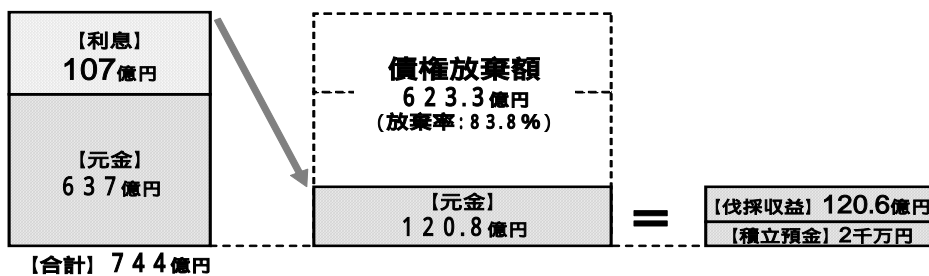
弁済方法	債権者	債権額 (平23年 3月30日) A	弁済額			合計 E=B+C+D	債権 放棄額 F=A-E	新規 貸付 G	処理後 の債権 予定額 (平23年 5月末) H=D+G
			(財源内訳)						
			償還積 立預金 B	県 貸付金 C	伐採 収益 D				
長期 分割 弁済	滋賀県	20,991	31	-	5,077	5,108	15,883	1,432	6,508
	兵庫県	1,129	2	-	192	194	935	-	192
一括 弁済	大阪府	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	大阪市	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	兵庫県内団体	2,637	5	211	-	216	2,421	-	-
合計		40,039	69	1,432	5,268	6,769	33,270	1,432	6,700

注1 端数処理(四捨五入)に伴い、表計算が一致しない場合がある。

2 兵庫県内団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の5団体をいう。

びわ湖造林公社

(平成23年3月30日現在)



(単位:百万円)

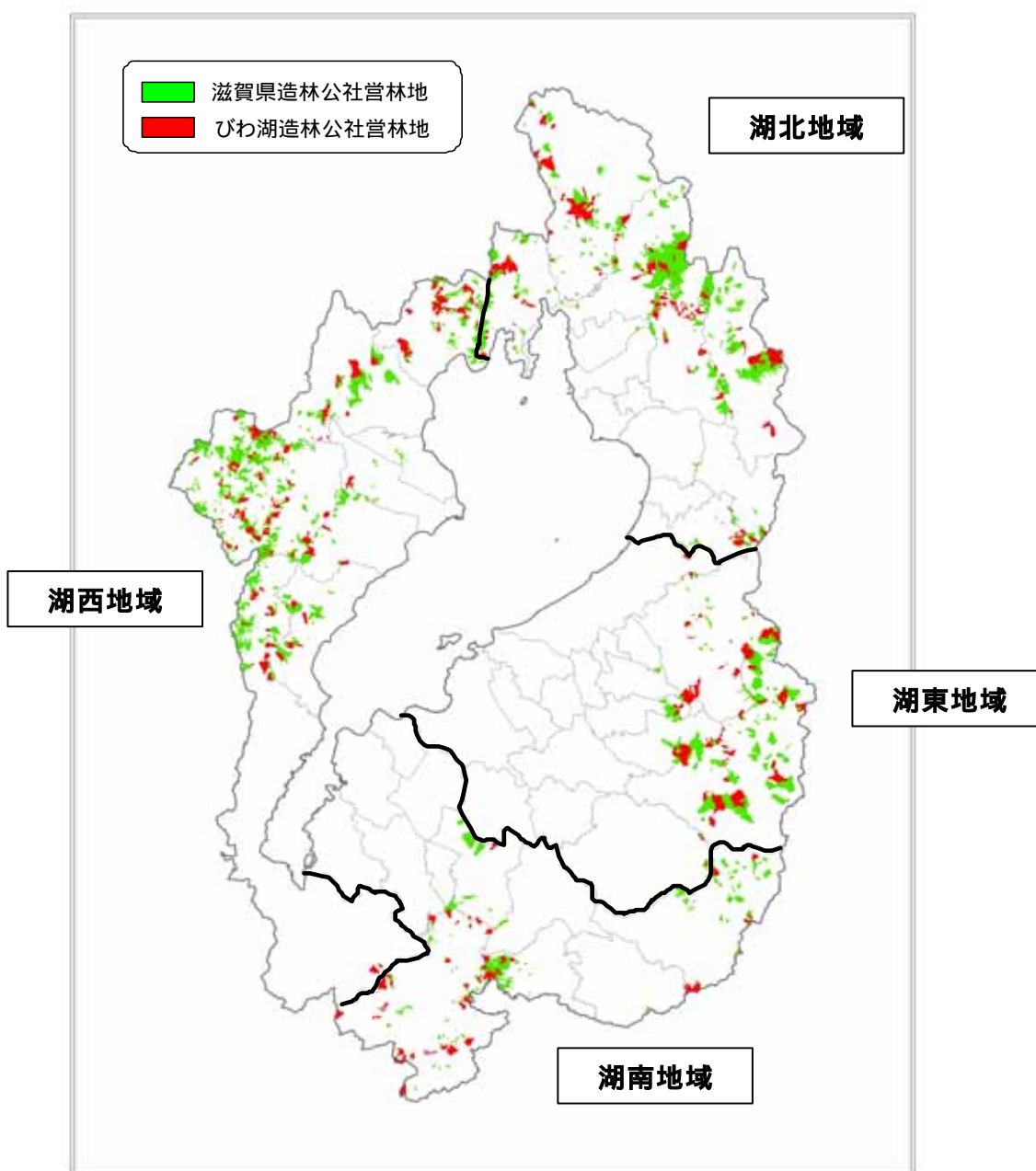
弁済方法	債権者	債権額 (平23年 3月30日)	弁済額			債権放棄額	処理後 の債権 予定額 (平23年 5月末)
			(財源内訳)		合計		
			償還積 立預金	伐採 収益			
長期 分割 弁済	滋賀県	74,408	18	12,065	12,083	62,325	12,065

分収造林事業地の分布

(平成22年度末現在 単位：箇所、ha)

地域区分	滋賀県造林公社		びわ湖造林公社		2公社合計	
	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積
湖北地域 (伊吹山系)	64	2,144.15 ⁽³¹⁾	112	3,615.72 ⁽²⁹⁾	176	5,759.87 ⁽³⁰⁾
湖西地域 (比良山系)	79	2,273.08 ⁽³²⁾	123	5,146.34 ⁽⁴²⁾	202	7,419.42 ⁽³⁸⁾
湖東地域 (鈴鹿山系)	49	1,469.75 ⁽²¹⁾	78	2,241.23 ⁽¹⁸⁾	127	3,710.98 ⁽¹⁹⁾
湖南地域 (信楽高原・甲賀丘陵)	32	1,088.79 ⁽¹⁶⁾	60	1,406.61 ⁽¹¹⁾	92	2,495.40 ⁽¹³⁾
合計	224	6,975.77 ⁽¹⁰⁰⁾	373	12,409.90 ⁽¹⁰⁰⁾	597	19,385.67 ⁽¹⁰⁰⁾

()は全体に対する地域の割合(%)



分収造林事業地の土地所有者の状況

(平成22年度末現在 単位：ha、%、筆、者)

		区	市 町	財産区	生産森組	宗教法人	個人	法人	計
滋賀県 造林公社	面積 (割合)	3,300 (42.7)		1,017 (13.1)	1,202 (15.5)	193 (2.5)	2,026 (26.2)		7,738
	筆	330		38	105	35	1,217		1,725
	地権者 (割合)	87 (15.2)		5 (0.9)	18 (3.1)	14 (2.4)	450 (78.4)		574
びわ湖 造林公社	面積 (割合)	4,815 (28.0)	135 (0.8)	911 (5.3)	2,671 (15.5)	648 (3.8)	7,622 (44.3)	392 (2.3)	17,194
	筆	1,246	27	59	259	87	4,942	69	6,689
	地権者 (割合)	124 (6.3)	5 (0.3)	10 (0.5)	28 (1.4)	36 (1.8)	1,754 (89.0)	13 (0.7)	1,970
合	面積 (割合)	8,115 (32.6)	135 (0.5)	1,928 (7.7)	3,873 (15.5)	841 (3.4)	9,648 (38.7)	392 (1.6)	24,932
	筆	1,576	27	97	364	122	6,159	69	8,414
計	地権者 (割合)	211 (8.3)	5 (0.2)	15 (0.6)	46 (1.8)	50 (2.0)	2,204 (86.6)	13 (0.5)	2,544
1地権者当たりの面積		38.5	27.0	128.5	84.2	16.8	4.4	30.2	9.8

面積は、契約面積

生産森組は、生産森林組合の略

分収造林・分収育林事業地の樹種・年齢別構成

(平成22年度末現在 単位：ha、%)

区分		年齢 林 齢	5 年齢 21～25	6 年齢 26～30	7 年齢 31～35	8 年齢 36～40	9 年齢 41～45	10 年齢～ 46～	合計
滋賀県 造林公社	分 収	スギ				2,274.45	2,346.56	1.60	4,622.61
		ヒノキ				869.63	892.44		1,762.07
		マツ				77.33	513.76		591.09
		計				3,221.41	3,752.76	1.60	6,975.77
びわ湖 造林公社	造 林	スギ	948.72	2,193.22	3,461.83	1,719.38		0.57	8,323.72
		ヒノキ	1,013.60	1,187.05	1,375.65	505.61	1.54	0.73	4,084.18
		マツ				2.00			2.00
		計	1,962.32	3,380.27	4,837.48	2,226.99	1.54	1.30	12,409.90
	分 収 育 林	スギ		5.70	1.20	2.26	3.92	9.84	22.92
		ヒノキ	0.25		5.65	13.88	2.13	6.67	28.58
		計	0.25	5.70	6.85	16.14	6.05	16.51	51.50
合 計			1,962.57	3,385.97	4,844.33	5,464.54	3,760.35	19.41	19,437.17
割 合			10.1	17.4	24.9	28.1	19.4	0.1	

分収造林事業地の傾斜区分

滋賀県造林公社	面積構成比	びわ湖造林公社	面積構成比
15°未満	0%	15°未満	0%
15°以上～30°未満	5%	15°以上～30°未満	8%
30°以上～35°未満	19%	30°以上～35°未満	23%
35°以上	76%	35°以上	69%

森林簿における傾斜区分による

分収造林事業地の生育状況

生育度 (地位級)	上 (生産力 大)		中 (生産力 中庸)		下 (生産力 劣る)		被災林
	齡級(年数)	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	
生育度 判定基準 (樹高 (m))	4(16～20)	～10.5	～9.2	10.4～7.3	9.1～6.7	7.2～	6.6～
	5(21～25)	～12.6	～10.7	12.5～8.7	10.6～7.8	8.6～	7.7～
	6(26～30)	～14.4	～12.1	14.3～10.0	12.0～8.8	9.9～	8.7～
	7(31～35)	～16.0	～13.2	15.9～11.0	13.1～9.6	10.9～	9.5～
	8(36～40)	～17.4	～14.1	17.3～12.0	14.0～10.2	11.9～	10.1～
	9(41～45)	～18.6	～14.8	18.5～12.8	14.7～10.8	12.7～	10.7～
滋賀県 造林公社	6,982ha	(6.4%) 450ha		(43.4%) 3,031ha		(28.8%) 2,009ha	(21.4%) 1,492ha
びわ湖 造林公社	12,416ha	(6.6%) 820ha		(64.6%) 8,018ha		(20.5%) 2,548ha	(8.3%) 1,030ha
合計	19,398ha	(6.5%) 1,270ha		(57.0%) 11,049ha		(23.5%) 4,557ha	(13.0%) 2,522ha

面積は平成17年度末の管理面積
分収育林事業地は含まない
被災林面積は森林改良事業により復旧後の面積
特定調停申立にかかる伐採収入算定の基礎資料より作成

路網整備の状況

(平成22年度末現在)

区 分	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合計
	延長(m)	延長(m)	延長(m)
公社作業道(幅員1.8～2.5m)	33,161	60,650	93,811
公社作業道(幅員2.5～3.0m)	7,764	43,503	51,267
林道等公共車道	18,900	40,200	59,100
計 a	59,825	144,353	204,178
管理面積(ha) b	6,976	12,410	19,386
路網密度(m/ha) a/b	8.6	11.6	10.5

幅員1.8m未満の作業道(歩道)は含まない
伐採・搬出に当たって、必要に応じて整備する作業道は含まない

滋賀県における作業道の現状と計画

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
年間作業道等 開設延長 (m)	1 44,346	69,100	69,800	36,200	36,200	2 36,200
作業道延長 (m)	1 626,731	(695,831)	(765,631)	(801,831)	(838,031)	(874,231)
路網密度 (m/ha)	1 3.40	(3.77)	(4.15)	(4.35)	(4.55)	(4.74)

1 出典：滋賀県統計要覧（作業道の状況）

2 出典：琵琶湖森林づくり基本計画【2010.2改訂】（取り組み目標）

（ ）数値は、下記により事務局で算出

・作業道延長はH21年度の作業道延長に順次年間作業道等開設延長（計画）を加算

・路網密度は作業道総延長を民有林面積〔184,371ha（H21）〕で除し算出

保安林指定の状況

（平成22年度末現在 単位：ha）

地域区分	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			2公社合計		
	分収契 約面積	保安林 面積	割合	分収契 約面積	保安林 面積	割合	分収契 約面積	保安林 面積	割合
湖北地域	2,341	1,056	45	5,664	2,334	41	8,005	3,390	42
湖西地域	2,424	678	28	6,371	773	12	8,795	1,451	16
湖東地域	1,790	523	29	3,344	1,207	36	5,134	1,730	34
湖南地域	1,183	741	63	1,815	1,366	75	2,998	2,107	70
合 計	7,738	2,998	39	17,194	5,680	33	24,932	8,678	35

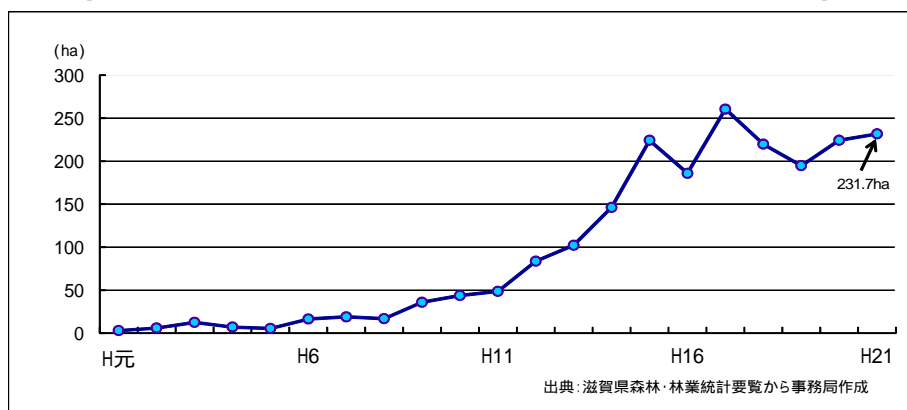
獣害の状況

公社林の獣害（クマ、シカ）被害区域

（平成21年度末累計 単位：ha）

	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
被害区域面積	497	986	1,453

（参考：滋賀県の二ホンジカによる森林被害面積の推移）



職員数の推移

年度	正規職員	左の内訳		嘱託職員	事務所・支所数	備 考
		県派遣職員	公社職員			
S40	12	7	5	-	-	滋賀県造林公社設立
48	34	4	30	-	3	びわ湖造林公社設立
54	45	3	42	-	4	
55	45	4	41	-	4	正規職員の採用中止
60	46	6	40	-	4	
62	44	5	39	-	2	4事務所を2支所に統合
H元	41	5	36	1	2	
8	35	4	31	3	2	
10	31	3	28	4	1	2支所を1支所に統合
11	30	3	27	3	1	
12	30	3	27	4	1	
15	28	3	25	4	-	支所閉鎖
18	27	3	24	1	-	
19	22	4	18	3	-	
20	18	4	14	3	-	
21	17	4	13	4	-	
22	17	4	13	4	-	
23	16	6	10	7		

社員・役員数

(平成22年度末現在)

滋賀県造林公社	
社員	21 団体
理事	12 人
監事	2 人

びわ湖造林公社	
理事	11 人
監事	2 人
評議員	10 人

滋賀県造林公社の平成21・22年度決算概要

事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保 育	間伐・病虫害獣防除等	398 ha	340 ha	-
	施 設	作業道開設（幅員 2.5m）	3,242 m	5,505 m	-
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	5,999 ha 3 件	6,232 ha 3 件	- -
収 支 実 績	収 入	造林補助金	67 百万円	73 百万円	7 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	32 百万円	32 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	12 百万円	12 百万円	0 百万円
		受託等収入	24 百万円	23 百万円	1 百万円
		滋賀県出資金	73 百万円	61 百万円	12 百万円
		滋賀県からの資金借入等	1,528 百万円	9 百万円	1,519 百万円
		計	1,736 百万円	210 百万円	1,526 百万円
	支 出	事業費	81 百万円	88 百万円	7 百万円
		管理費	93 百万円	44 百万円	49 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	32 百万円 24 百万円	32 百万円 23 百万円	0 百万円 1 百万円
社員借入金返済支出等		1,515 百万円	13 百万円	1,502 百万円	
計	1,745 百万円	200 百万円	1,545 百万円		
当期収支差額			9 百万円	10 百万円	19 百万円
前期繰越収支差額			15 百万円	5 百万円	10 百万円
次期繰越収支差額			6 百万円	15 百万円	9 百万円

貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流 動 産	現金・預金	143 百万円	2 百万円	141 百万円
		未収金	1,468 百万円	38 百万円	1,430 百万円
	固 定 産	森林基本財産	39,513 百万円	39,506 百万円	7 百万円
		借入金償還積立資産	19 百万円	19 百万円	0 百万円
		その他引当資産・積立資産	5 百万円 11 百万円	69 百万円 30 百万円	64 百万円 19 百万円
計	41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円		
負 債 ・ 正 味 財 産	負 債	長期借入金	6,700 百万円	39,111 百万円	32,411 百万円
		分収造林事業損失引当金	32,812 百万円	0 百万円	32,812 百万円
		次期返済予定借入金	1,501 百万円	0 百万円	1,501 百万円
		その他流動負債（未払金等）	108 百万円	26 百万円	82 百万円
		その他（森林損害填補引当金等）	190 百万円	208 百万円	18 百万円
	計	41,311 百万円	39,345 百万円	1,966 百万円	
	正 財 産	出資金	19 百万円	19 百万円	0 百万円
一般正味財産		171 百万円	300 百万円	471 百万円	
計	152 百万円	319 百万円	471 百万円		
負債・正味財産合計			41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円

びわ湖造林公社の平成21・22年度決算概要

事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保 育	間伐・病虫害獣防除等	886 ha	1,298 ha	-
	施 設	作業道開設(幅員 2.5m)	2,872 m	3,828 m	-
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業受託事業	10,657 ha 5 件	10,705 ha 3 件	- -
収 支 実 績	収 入	造林補助金	121 百万円	167 百万円	46 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	55 百万円	55 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	14 百万円	7 百万円	7 百万円
		受託等収入	12 百万円	9 百万円	3 百万円
		滋賀県出えん金	144 百万円	139 百万円	5 百万円
		受取利息・取崩収入等	117 百万円	97 百万円	20 百万円
		計	463 百万円	474 百万円	11 百万円
	支 出	事業費	155 百万円	213 百万円	58 百万円
		管理費	168 百万円	97 百万円	71 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業受託事業	55 百万円	55 百万円	0 百万円
取崩支出等		12 百万円 76 百万円	9 百万円 101 百万円	3 百万円 25 百万円	
計	466 百万円	475 百万円	9 百万円		
当期収支差額			3 百万円	1 百万円	2 百万円
前期繰越収支差額			8 百万円	9 百万円	1 百万円
次期繰越収支差額			5 百万円	8 百万円	3 百万円

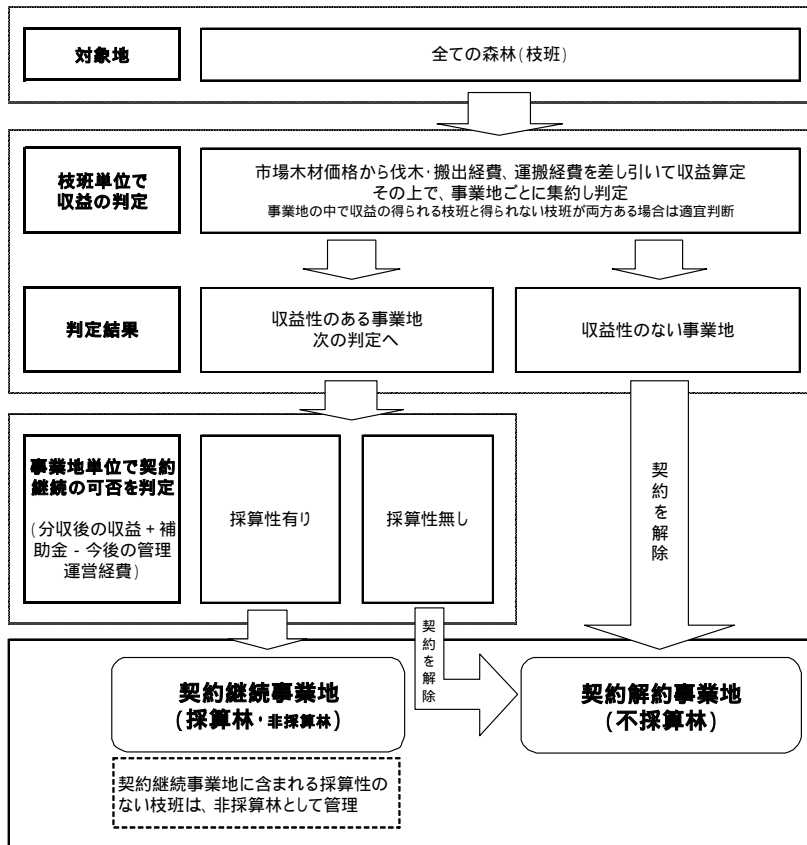
貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流 動 産	現金・預金	5 百万円	1 百万円	4 百万円
		未収金	46 百万円	28 百万円	18 百万円
	固 定 産	森林基本財産	73,856 百万円	73,840 百万円	16 百万円
		借入金償還積立資産	10 百万円	10 百万円	0 百万円
		その他引当資産・積立資産	9 百万円	19 百万円	10 百万円
		その他固定資産	214 百万円 29 百万円	265 百万円 31 百万円	51 百万円 2 百万円
計	74,169 百万円	74,194 百万円	25 百万円		
負 債 ・ 正 味 財 産	負 債	長期借入金	12,063 百万円	73,457 百万円	61,394 百万円
		分収造林事業損失引当金等	61,816 百万円	0 百万円	61,816 百万円
		次期返済予定借入金	20 百万円	0 百万円	20 百万円
		その他流動負債(未払金等)	31 百万円	21 百万円	10 百万円
		その他(森林損害填補引当金等)	263 百万円	296 百万円	33 百万円
	計	74,193 百万円	73,774 百万円	419 百万円	
	正 財 産	出えん金	10 百万円	10 百万円	0 百万円
一般正味財産		34 百万円	410 百万円	444 百万円	
計	24 百万円	420 百万円	444 百万円		
負債・正味財産合計			74,169 百万円	74,194 百万円	25 百万円

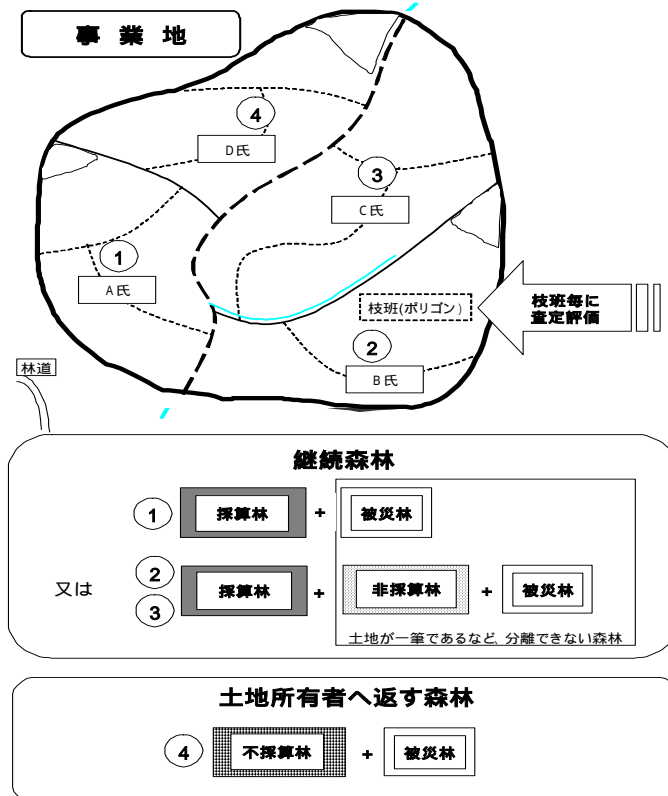
分収育林特別会計、林業労働力対策事業特別会計を除く。

採算性判定による森林区分の考え方

採算性の判定手順

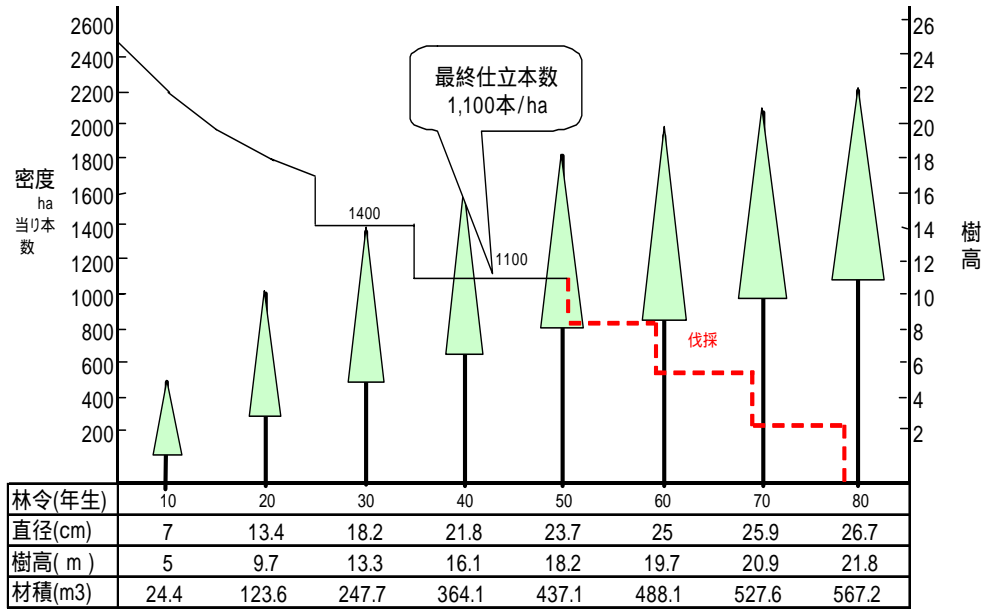


枝班(ポリゴン)査定による分類のイメージ

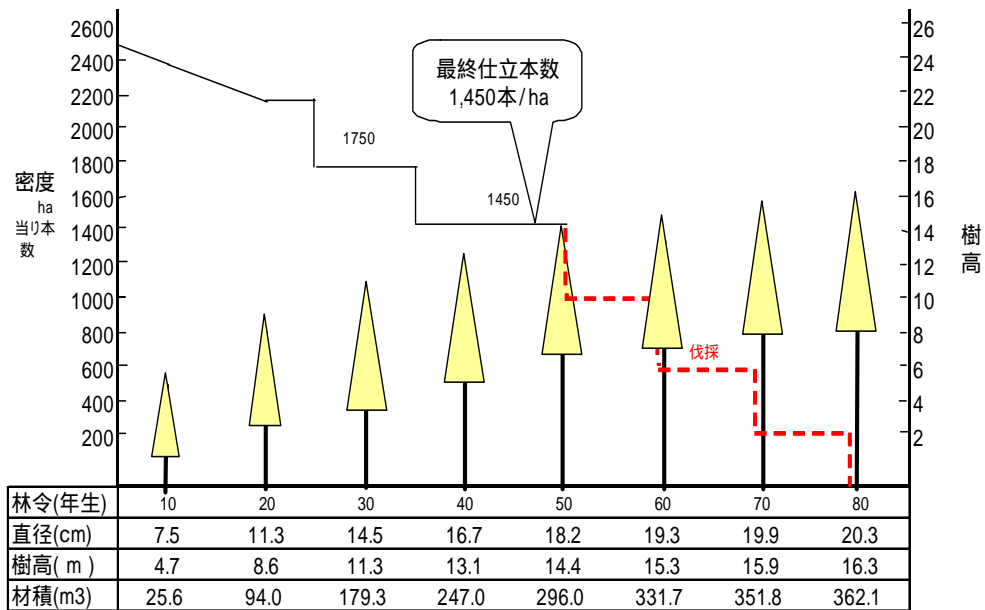


採算林施業標準体系図

スギ施業標準体系図 [ha当り]

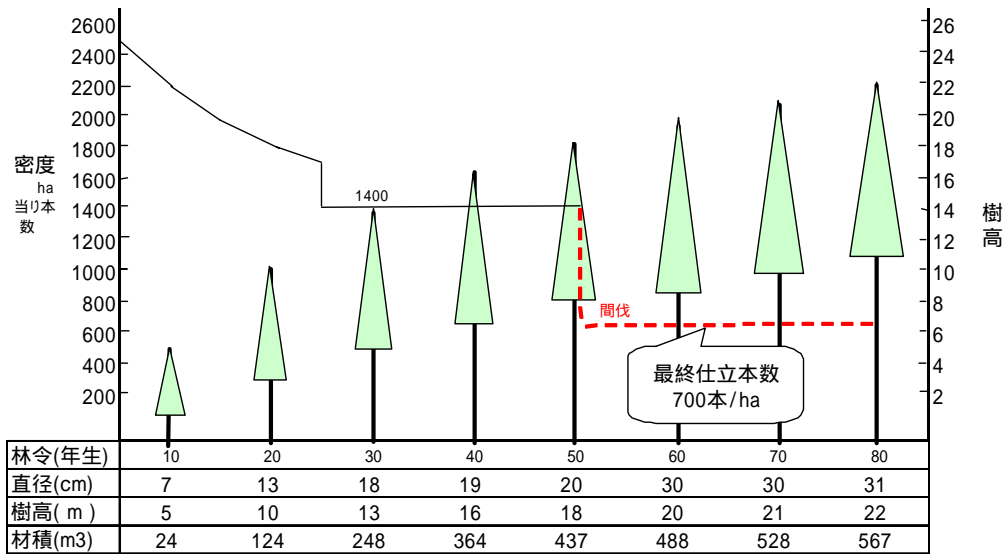


ヒノキ施業標準体系図 [ha当り]

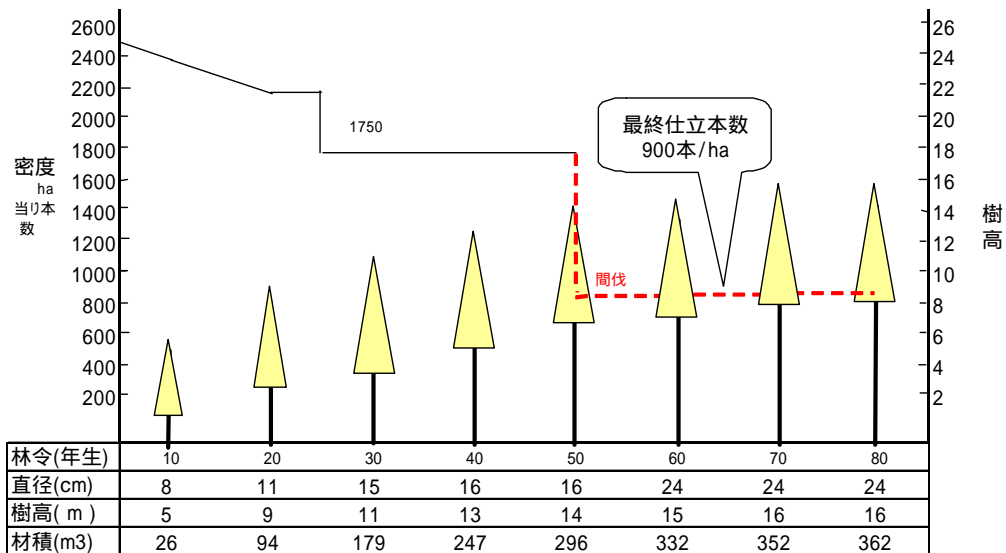


非採算林施業標準体系図

スギ施業標準体系図 [ha当り]



ヒノキ施業標準体系図 [ha当り]



滋賀県における高性能林業機械の保有状況と計画

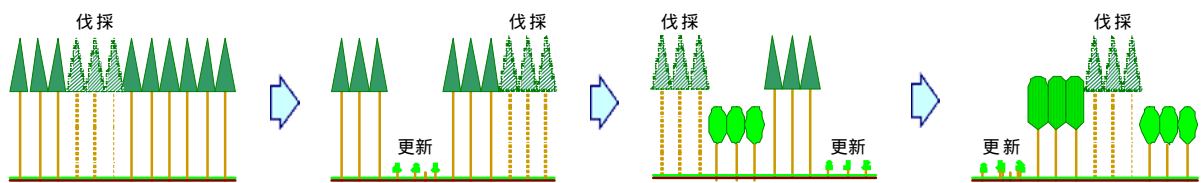
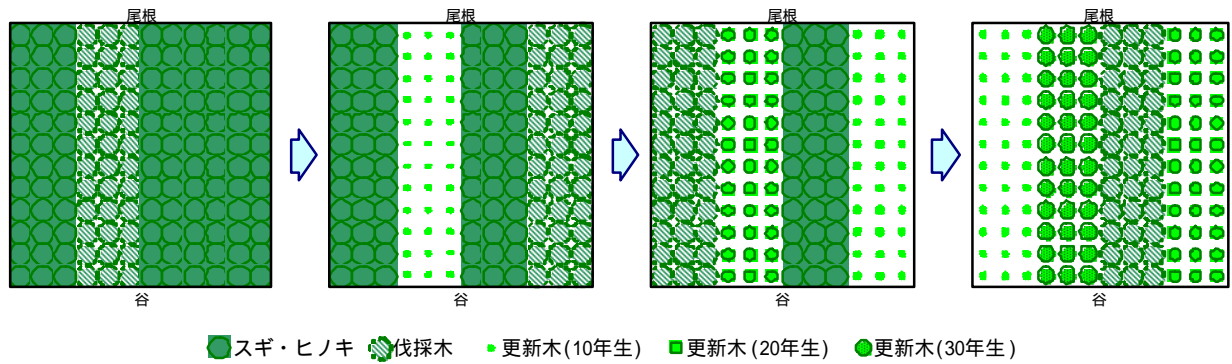
	保有状況(台) ¹				取り組み目標(台) ²	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度		H26年度
ハーベスタ	1	1	1	3	}	(6)
フォワーダ	2	3	4	5		
スイングヤード*	1	1	1	1	}	(4)
計	4	5	6	9		

1 出典：滋賀県森林・林業統計要覧（林業機械保有状況）

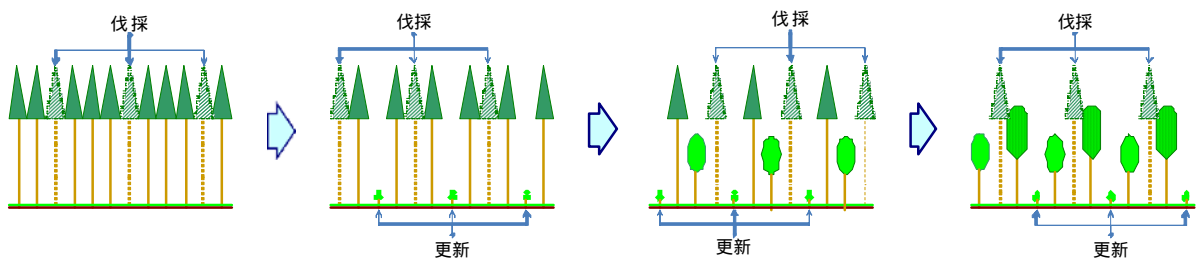
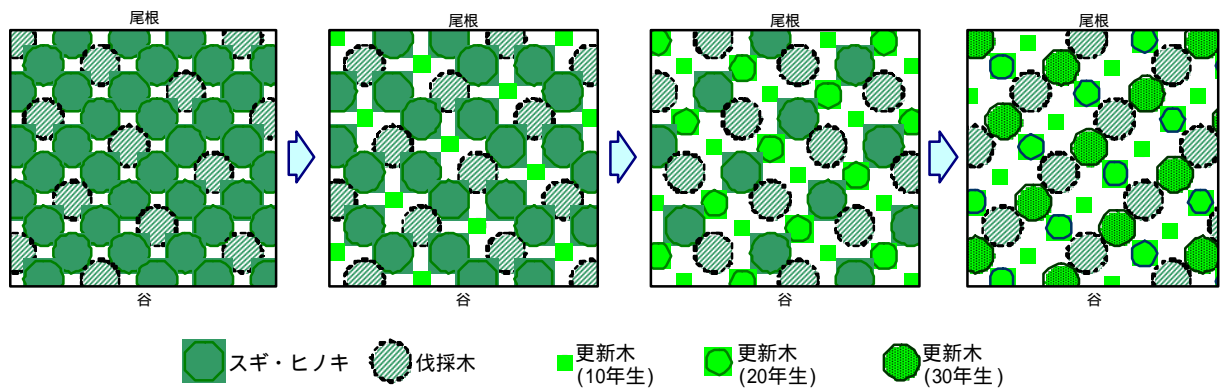
2 滋賀県「琵琶湖森林づくり基本計画（2010.2改訂）」に基づく目標を記載

伐採方法の例(イメージ)

列状伐採



定性伐採



出典：(社)全国林業改良普及協会「複層林マニュアル-施業と経営-」をもとに事務局作成

分収造林事業に係る伐採計画

年度	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			両公社		
	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	2	427	0.1	0	0	0	2	427	0.1
28	42	8,299	27	0	0	0	42	8,299	27
29	55	10,911	27	0	0	0	55	10,911	27
30	55	10,911	24	0	0	0	55	10,911	24
31	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
32	55	10,911	19	0	0	0	55	10,911	19
33	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
34	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
35	55	10,911	21	70	12,228	13	125	23,139	33
36	55	10,911	21	80	13,975	9	135	24,886	31
37	55	10,911	23	80	13,975	12	135	24,886	34
38	55	10,911	27	80	13,975	15	135	24,886	42
39	65	14,476	59	80	13,975	16	145	28,451	75
40	65	15,993	78	80	13,975	15	145	29,968	93
41	65	15,993	72	80	13,975	11	145	29,968	83
42	65	15,993	67	90	15,722	29	155	31,715	96
43	65	15,993	65	90	15,722	29	155	31,715	95
44	65	15,993	69	90	15,722	28	155	31,715	97
45	65	15,993	69	120	23,753	71	185	39,747	140
46	65	15,993	69	120	23,753	84	185	39,747	153
47	65	15,993	73	120	23,753	72	185	39,747	145
48	65	15,993	77	120	23,753	66	185	39,747	143
49	70	21,172	99	120	23,753	65	190	44,925	164
50	70	21,655	94	120	23,288	61	190	44,943	156
51	70	21,655	86	120	23,201	42	190	44,856	128
52	70	21,655	83	120	26,544	96	190	48,199	179
53	70	21,655	86	120	26,544	112	190	48,199	198
54	70	21,655	87	120	26,544	118	190	48,199	205
55	70	21,655	87	120	28,790	120	190	50,445	207
56	70	21,655	91	130	31,563	140	200	53,219	230
57	100	31,056	143	130	31,563	144	230	62,619	286
58	100	31,388	146	130	31,563	119	230	62,952	265
59	100	31,388	128	130	31,563	122	230	62,952	250
60	100	31,388	128	130	31,563	108	230	62,952	236
61	100	31,388	129	130	34,720	121	230	66,108	250
62	100	31,388	128	130	36,055	124	230	67,443	252
63	99	31,154	146	130	36,055	149	229	67,209	296
64	0	0	0	130	36,152	141	130	36,152	141
65	0	0	0	130	36,152	144	130	36,152	144
66	0	0	0	130	36,152	157	130	36,152	157
67	0	0	0	130	36,176	152	130	36,176	152
68	0	0	0	130	36,176	132	130	36,176	132
69	0	0	0	130	36,176	135	130	36,176	135
70	0	0	0	130	36,176	116	130	36,176	116
71	0	0	0	120	33,534	119	120	33,534	119
72	0	0	0	130	36,369	125	130	36,369	125
73	0	0	0	100	27,976	130	100	27,976	130
74	0	0	0	100	27,976	117	100	27,976	117
75	0	0	0	100	27,976	124	100	27,976	124
76	0	0	0	100	27,976	145	100	27,976	145
77	0	0	0	80	22,381	91	80	22,381	91
78	0	0	0	80	22,381	79	80	22,381	79
79	0	0	0	80	22,381	84	80	22,381	84
80	0	0	0	67	18,895	49	67	18,895	49
計	2,503	668,160	2,607	5,047	1,202,574	4,149	7,550	1,870,734	6,756

1 端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

2 分収造林事業のみである。